

建産連 ニュース

'18/1

No. 155



「写真提供：埼玉県警察本部総務部財務局施設課」

建産連ニュース・目次

表紙写真

県内プロジェクト紹介①-大宮警察署・鑑識科学捜査センター庁舎の完成写真

◆年頭のごあいさつ	建設産業団体連合会会長、県知事、さいたま市長、関東地方整備局長	2
◆会員団体長の年頭抱負	6
◆行政情報		
1. 建設業における働き方改革について	15
2. 埼玉県内工事の一斉休工の取組結果について	20
3. 建設業における労働災害防止対策の徹底について	24
◆県内プロジェクト紹介		
1. 大宮警察署・鑑識科学捜査センター庁舎の完成について	27
◆担い手確保・育成コーナー		
1. 『埼玉の建設産業』ポスター・絵画コンクール表彰式について	29
2. 全国建産連ドローン操縦士育成事業概要	30
3. 非行少年等立ち直り支援事業の概要	33
4. 設備設計協会の担い手確保・育成の取り組み	35
5. ワンポイント講座（総合評価方式・工事成績アップ）	36
6. ワンポイント講座（ものづくり大学から）	40
7. 講習会のご案内	41
◆県内経済の動き		
1. 県内の公共工事等の動き	42
◆建産連だより		
1. 連合会の動き	44
◆会員だより		
1. 会員からのお知らせ	45
2. 女性からの一言	47
3. 連合会日誌	47
◆編集後記	48



年頭あいさつ

担い手の確保と働き方改革に向けて

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

会長 古 郡 一 成



新年明けましておめでとうございます。皆様方には、平成30年の新春をお健やかに迎えのことに、心からお慶び申し上げます。

平素、当連合会にお寄せ頂いております皆様方の温かいご支援、ご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、最近の建設産業を取り巻く環境は、労務単価や経費の引上げ、施工時期の平準化に向けた発注者の取り組みなど、経営改善に向けた明るい動きも見られますが、建設投資の大幅な減少や価格競争の激化による安値受注など、好決算の大手建設業者に比して、地域の建設業者は、依然として厳しい環境に置かれております。

このような中で、昨年を振り返りますと、7月には台風3号の影響により福岡県など九州北部地域で集中豪雨による大規模な土砂崩れが発生し、その後も、各地で局地的な大雨や突風等により、多くの人命が失われ、道路の損壊や建物の倒壊等、甚大な被害が発生いたしました。

我々地域の建設産業は、災害に強い良質な社会資本の整備とともに、災害時には地域住民の安全・安心を先頭に立って守るという重要な役割を担っております。しかしながら、建設労働者の急速な高齢化や若手入職者の減少等も加わり、このままでは、建設産業の担い手が不足し、その役割が果せなくなることが大変危惧されております。この対応として、平成28年3月に当連合会が主体となり設立した、産、官、学の「埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク」も今年で3年目を迎えます。他産業との人材確保競争の中で、入職促進、職場定着、女性活躍のための広報活動、研修やセミナーの開催など、様々な事業を関係機関と連携して積極的に実施しております。

また、一方で週休2日制や残業時間の削減等、働き方改革への対応やICT(情報通信技術)等の活用による生産性の向上も重要な課題となっております。今年から、新たに建設キャリアアップシステムの運用も始まります。建設業界としてこれらの課題もしっかりと受け止め、建設労働者の処遇改善に向け取り組んでいかなければならないと考えております。

今後とも、産・官・学との連携をより密にして、県民の皆様の期待に応えるため、目に見える成果が出せるよう全力を傾注していく所存でありますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝とご多幸、ご繁栄を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。

「10年先を見通した埼玉づくり」



埼玉県知事 上 田 清 司

明けましておめでとうございます。一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会の皆様には健やかに平成30年の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は、花咲徳栄高校が夏の甲子園で埼玉県勢初の優勝を成し遂げるという、とてもうれしい出来事がありました。

埼玉県も元気です。

人口増加率は全国3位、平成15年からの名目県内総生産の増加額は全国2位、平成17年から10年間の企業本社転入超過数は全国1位です。

そして、来年はラグビーのワールドカップ大会が、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。県民の皆様と共に「オール埼玉」で大会を盛り上げていきたいと思ひます。

さて、今年は平成30年という節目の年であることから、過去を振り返り、先の10年を考えてみたいと思ひます。

我が国の生産年齢人口は平成7年をピークに減り続け、10年後は約8割の数になると見込まれています。正にこれからは、社会における一人一人の価値が高まっていく時代だと言えます。また、10年前のリーマンショックは、貧困や格差、地方創生といった今の社会問題の原因にもなっています。

本県においては、いち早く取り組んでいる「埼玉版ウーマノミクス」の効果もあり、働きたい女性を支える環境が整ってきました。さらに、活躍し続けたいシニアの働く場の確保や地域デビューの後押しなど、それぞれの希望にかなった社会参加を支援していきます。そして、健康寿命を延ばす「健康長寿埼玉モデル」を全県に広げ、誰もが活躍できる埼玉を目指します。

また、これからは人工知能やロボットなどの普及が加速度的に進むと思われまひます。そこで今後10年を考えると、まずは新しい成長産業を創り、稼ぐ力を取り戻すことが何よりも重要でひます。ナノカーボンなど5分野で取り組む「先端産業創造プロジェクト」では、マグネシウム蓄電池の実用化にめどが付くなど成果が出てきました。さらに実用化や製品化を進め、先端産業企業の集積につなげていきます。

そして10年後には今の半分の仕事がなくなくなるという見方もあることを考えると、子供たちの創造力を伸ばす教育も重要でひます。貧困や格差解消の課題に取り組んだ「生活保護世帯の子どもの学習支援」は埼玉から全国に広がり、「児童養護施設退所者のアフターケア」は進学、就職、資格取得で大きな成果を上げています。

これからも足元から10年先までをにらんだ本質的な取組を追求し、埼玉の未来を創っていきたく思ひます。

今年も県政への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

新時代の新しいさいたま市を 目指して



さいたま市長 清水 勇 人

明けましておめでとうございます。皆様には健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

迎えた新年は、本市が政令指定都市に移行して 15 周年の節目にあたります。本市の人口は昨年 129 万人を突破し、人口の増加数では全国の政令指定都市で第 3 位を誇っています。企業の本社もこの 10 年間に 61 社増加し、これも政令指定都市で第 3 位です。

今日まで政令指定都市さいたま市の発展を支えていただいた市民の皆様、企業や大学、ご関係各位に心から感謝を申し上げます。

昨年 4 月、本市では「世界盆栽大会」が 28 年ぶりに開催されました。この大会では内外から 11 万 7 千人に及ぶ来場者が本市にお越しになりました。「BONSAI」は世代や国境を越えた魅力をもつ本市の資産であることが改めて示され、この大会を通じて大宮盆栽を世界に発信することができました。

8 月には、大宮駅の周辺地域 130ha が、都市再生緊急整備地域に指定されました。一昨年、国の「首都圏広域地方計画」において、本市が東日本の玄関口、東日本のヒト・モノ・情報の対流拠点などに位置付けられたことに続き、大宮駅周辺のまちづくりや、大宮駅グランドセントラルステーション化構想の推進にも大きな追い風が吹くこととなりました。

今年は、明治 150 年の節目にあたる年でもあります。中央集権国家をつくり近代化を推し進めた時代から 1 世紀半を経て、我々は今、地方の時代、都市間競争の時代を生きています。人口減少や異次元の高齢社会という世界最先端の社会課題を抱えながら、都市が独自の経営戦略を持ち、産業や経済を発展させ、文化や歴史に根差したその都市ならではの魅力を発信することが求められています。

本市が人口減少を迎えると予想される年まで、あと 10 年足らずです。

「運命の 10 年」のその先に、新しい時代の新しいさいたま市の実現を目指して、本市は昨年末、「しあわせ倍増プラン 2017」と「さいたま市成長加速化戦略」を策定しました。これらのマスタープランの着実な遂行を通じて、都市の基盤整備や魅力づくりをしっかりと行い、市民や企業から選ばれる東日本の中核都市づくり、子どもが輝き、住むことを誇りに思える上質な生活都市づくりなどを前に進めてまいりたいと考えております。

市民の皆様、企業や大学、ご関係各位の英知や力の結集なくして、新しいさいたま市の姿は実現しません。どうか本年も、さいたま市がさらに前進し、飛躍していくために、皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

結びに、皆様にとって幸多い一年となることを心から祈念し、新年のあいさつとさせていただきます。

年頭所感



国土交通省 関東地方整備局長 泊 宏

平成30年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

建設業界の皆様におかれましては、平素より国土交通行政の推進にご協力とご支援を頂きまして、厚く御礼申し上げます。

関東地方整備局は、管内に首都圏を抱え、社会資本の整備や維持管理、災害対応などの危機管理といった幅広い役割を担っております。

関東地方において、安全・安心を確保し、社会・経済の発展のための社会資本を整備することにより、地域の振興はもとより我が国の成長に寄与していくと考えております。

一方、今後社会資本の増加に伴い、その維持管理も重要となっています。高度成長期以降に整備したインフラが今後急速に老朽化することが見込まれることから、新しい社会資本の整備とのバランスを取りながら、効率的なメンテナンス、より計画的な維持管理に取り組んでまいります。

関東地方では、平成27年の関東・東北豪雨により大きな被害が発生しました。このときの災害に対する活動に著しい功績があったとして、国土交通省の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)が昨年9月に平成29年防災功労者内閣総理大臣賞を受賞しました。切迫する首都直下地震や気候変動等により激甚化する風水害等への対応にあたっては、他の防災機関、地方公共団体、建設業界等とも連携し、万全の体制で対応してまいります。

さらに、建設業が取り組む担い手確保や生産性向上を推進し、働き方改革を支援します。地域の安全と成長を下支えするため、昨年公表した“地域インフラ”サポートプラン関東2017に盛り込んだ①担い手の確保・育成、②生産性の向上、③建設現場の魅力発信などの取組を進めていきます。

結びに本年が皆様にとりまして良い年でありますよう祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。



魅力ある地域建設業に 生まれ変わるために

一般社団法人 埼玉県建設業協会

会長 星野博之

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、新年を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年も、7月の九州北部豪雨災害など、各地で甚大な被害が発生しました。

県内でも、10月の台風21号により、西部地域を中心に河川が氾濫し、床上、床下浸水などの被害が発生しました。この際には、協会会員企業が協力して防災活動を実施したところです。

さて、建設業界に目を向けますと、国の公共事業当初予算が微増ながら5年連続で増加し、民間も合わせた建設投資も5年連続で50兆円を超え、今年も引き続き堅調に推移するものと予測されています。

また、改正品確法の趣旨が公共工事の発注機関に浸透してきたこと、公共工事設計労務単価及び最低制限価格がここ数年、段階的に引き上げられてきたことなどにより、地域建設業を取り巻く経営環境は改善が進んでいます。

しかしながら、オリンピック・パラリンピックを控えて建設投資が旺盛な東京と地方との地域間格差、軒並み史上最高益を計上している大手ゼ

ネコンと中小との企業間格差は拡大しており、地域建設業の経営の改善は道半ばの状況です。

また、建設業は、他の産業に比較して高齢化が進んでいる一方で、厳しい雇用労働条件から、若者の確保が難しい状況となっております。

地域建設業が、その施工力、機動力を維持し、社会資本の整備と維持管理、さらには地域の守り手としての防災活動など、社会的責務を将来にわたって果たしていくためには、働き方改革の実現による担い手の確保・育成と、生産性の向上が不可欠です。

近年頻発している大規模災害時の、地域建設業の昼夜を問わない活動により、行政や国民の皆さんに建設業の重要性を再認識いただいている今こそ、建設業が魅力ある産業に生まれ変わる絶好の機会であると考えております。

現在は労働基準法の時間外労働の上限規制の対象外である建設業も、改正法施行から5年の猶予期間を置いて、規制の対象となることが決定しております。

これを好機と捉え、長時間労働の是正や週休二日制の導入など、働き方改革を着実に進め、若者が喜んで入ってくれる産業にしたいと考えております。

また、国土交通省が主導して強力に進めているICT施工にも着実に取り組み、生産性の向上に努めてまいります。

魅力ある産業に生まれ変わるための働き方改革は、業界の自助努力だけでは到底叶わないことから、施工時期の平準化などについて、民間を含めた工事の発注者並びに関係の皆様のご理解を心からお願い申し上げますとともに、協会の事業活動に引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして実り多い年となりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶いたします。

「働き甲斐改革を目指そう」

一般社団法人 埼玉県電業協会

会長 岡村 一 巳

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新しい年を健やかに
お迎えのこととお喜び申し上げます。また、日
頃から当協会の活動にご協力ご理解を賜り厚く
お礼申し上げます。

今年の干支は、戊戌（つちのえいぬ）…陰陽
五行説では「比和の関係」といわれ、結果が良
くなる時はますます良くなり、悪い場合はま
す悪くなる年となるのだそうです。そうなる
と、経済状況や世相も、格差社会が一層に進む
のではと感じてしまいます。

さて、我々電気設備業界を取り巻く環境もお
陰様で以前よりはよくなりつつありますが、「人
材確保・育成」が深刻な問題となり、「働き方
改革」がなければ、少子高齢化社会の中、人
材が確保できません。週休2日制の完全実施と
時間外労働の上限規制もネックとなると思
います。そのため、当協会では、県補助事業
として会員企業の技術者を中心とした資格
取得のための講習会等を開催し、スキル
アップして労働生産性を上げてコツコツと
問題解決に向けて取り組んでいます。

建設業界のふところの広さ・深さが社会
全体のセーフティーネットでもあるので、
技術・技能の共有化はよいと思えますが、
価値観を押し付けてはいけないと思
います。仕事以外では人と関わりたく
ない方もいるかもしれません。当
協会では昨年より婚活イベントを
開催しております。結果の出る途
中ではありますが、決して価値
観を押し付けるわけではありません。
他にもこんな楽しみ方はどう
ですかというものを提案し、
今年は「働き甲斐」となるもの
をみんなで持てたらと考えて
います。

お陰さまで40周年

一般社団法人 埼玉県造園業協会

会長 北田 功

新年、明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新しい年をお
迎えのことと、心からお慶びを
申し上げます。

また、日ごろ当協会事業の推進に
格別のご理解とご協力を賜り、
心からお礼を申し上げます。

さて、建設業法に規定される私
たちの「造園工事業」は、29業
種の中でも特異な、生き物である
樹木等の植物を扱う唯一の建設
業です。併せて、石や土、水を
扱い、健康で安心・安全かつ快
適な緑豊かな環境づくりを推
進することが私たちの社会的
使命と理解し、日々技術の研
鑽に努めています。

また、建設業界の共通課題とし
て、働き方改革や担い手確保が
求められています。私は、国土
交通省が提唱する「新3K（給
料・休日・希望）」の実現を
念頭に取り組む必要を痛切に
感じています。

一方、私たち造園分野の経営
環境は、安穏としていられ
ない状況にあります。私たち119
社は足腰の強い活力のある業
界を目指し、会員各社の持
続的な成長を目標に、更に真
剣に取り組まなければならない
と考えています。

ところで、私ども造園業協会
は、昭和53年1月に設立し、
40年の節目を迎えることが
できました。これもひとえに
関係機関の皆様のご指導の
賜物であり、深く感謝を申し
上げる次第です。また、歴
代の会長、役員及び会員の
皆様の熱意と努力に支えら
れてまいりました。ここに改
めて敬意を表します。

当協会設立当初は66社の
会員でしたが、現在は4支部
119社になりました。この
間、造園・緑化事業の専門
企業として、公園緑地事業
の推進に寄与するとともに、
都市緑化の担い手として、
その推進に会員一同一丸と
なって全力を傾注しています。

私どもは今後も、ふるさと
埼玉の緑を支え、県民

の皆様のご期待に応えられるよう更に精進し、協会及び各社の発展を期してまいります。

どうぞ、皆様方の変わらぬご指導、ご支援の程よろしくお願いいたします。

結びに、この1年の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、念頭の挨拶といたします。

「新年のご挨拶」

東日本建設業保証株式会社

埼玉支店長 横山 昌司

平成30年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

平素は、公共工事前払金保証・契約保証事業、グループ会社事業に対し、格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、前金払制度については、県内市町村で制度の拡充が進められており、とりわけ中間前金払制度については、県内40市のうち31市で採用されており、新たに3市での採用が予定されております。

一方、関東地区の都県と比較してみますと、県内市町村の中間前金払制度や業務委託への前金払制度の採用は低調な状況にあります。

本年も引き続き、建設業界の皆様のご指導ご協力をいただきながら、前金払制度のさらなる拡充に取り組んでまいります。

昨年7月に国土交通省が取りまとめた「建設産業政策2017+10」では、「働き方改革」や「生産性の向上」などに官民一体となって取り組むことが挙げられております。

弊社も微力ではございますが、公共工事前払金保証・契約保証事業、グループ会社事業を通じて、総合的な金融サービスを提供するとともに、皆様のパートナーとしてご期待に応えられるよう努めてまいります。

この1年が皆様にとって幸多い年でありますことをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

「新年の抱負」

埼玉県電気工事工業組合

理事長 沼尻 芳治

平成30年の新春を迎えるにあたり、皆様のご健勝と益々のご繁栄を心から御祈念申し上げます。

埼玉県電気工事工業組合がつつがなく新年を迎えられましたことは、ひとえに組合員の皆様、関係諸機関の皆様、埼玉県民の皆様の温かいご支援の賜と深く感謝申し上げる次第です。

埼電工組三本の矢として「1. 安定した組合運営」「2. 電気保安及び安全・安心の確保」「3. 電気工事品質及び技術の向上」を継続的に実施し、組合及び組合員の社会的地位の向上を目指し、地域住民の皆様の支持と信頼を得て参りました。

時代のニーズを的確に捉え変化に対応していくために、本年は「新たな発想と連帯強化で、活路を拓く」との方針を掲げ、組合の興隆と活性化に積極的に挑戦し、変化に対応できる組織作りに努めます。

今年の干支は「戊戌(つちのえ・いぬ)」です。「戌」は、変化・進化するための基礎を作る年といわれています。これから業界が進むべき方向を見定め、強靱でしなやかな組合へと変革できるようにしっかりと舵取りをし、次の世代へと引き継いで参ります。本年が皆様にとってより良い年となりますよう御祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の抱負

一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会

会長 大原 萬彌

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、穏やかに平成30年の新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、夏の甲子園で花咲徳栄高校が県勢初と

なる優勝を果たし、浦和レッズがアジアチャンピオンリーグで優勝するなど、スポーツの明るい話題があり、私たち県民にとっては、喜ばしく平穏な1年でありました。

ちなみに今年平成30年は戌年です。戌年の年は、「昨年芽生えた新たな意味や価値がグッと成長する年といわれています。」ただし、この芽吹きが上手いかなかったり、中途半端に過去に囚われたり拘ったりしていると、それが自分の足を引っ張り、よくない結果になるそうです。つまり、「前向きに地道な努力を重ねることができるかどうかで、成長するか、枯れてしまうか、この平成30年の戌年は、運気が大きく変わる。」ということだそうです。心して1年を過ごしたいと思います。

さて、このところ業界全体では人手不足が深刻な状況にあり、私たちにとっては苦難の時代ではありますが、これに対処するべく当協会では、若手・中堅の技術者や県、各種団体、企業の職員などを対象に公益目的支出事業を実施しています。今年度は、職場定着を図るため、現場マナーとCSの重要性を学ぶ「新人若手のための技能者育成講話」、話し方のスキルや会話術のコツを会得する「フォローアップ研修」などを開催しました。また、資格取得事業として、将来この業界の指導的立場を担う人材育成のために、「1級管工事施工管理技士受験準備講習会(学科・実地)」を開催、さらに若手・中堅技術者育成のため新たに「2級管工事施工管理技士受験準備講習会」を企画、実施しました。

協会では、こうした担い手確保・育成事業について、戌年の今年、心して今まで以上に前向きに地道な努力を重ねる所存であります。しかし、どれもこれも会員の皆様、関係機関・団体の皆様方のご協力なしに事業展開できるものではございません。この一年も皆様の絶大なるご協力をお願い申し上げます。

最後に皆様方のますますのご健勝、ご活躍を心から祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。

塗装で明るい街づくり

一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部

支部長 松尾康司

新年明けましておめでとうございます。皆様方には、清々しい新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。また、平素より関係各位には格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会では活動の一環として、9月にセミナーを開催致しました。最初の内容は「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉塵飛散防止処理について」の内容で今後の業界に有益な展開を期待し、次に「災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策の支援協力」で、この講義は、東日本大震災及び、豪雨により鬼怒川決壊した常総市において実際支援活動を行った茨城県支部の会員に実写記録、解説を頂き、当支部でも五年前より埼玉県と防災協定締結しておりますので大変参考になりました。最後に「塗装業における法定福利費の割合について」本部経営委員会会員より講義を頂きました。例年より大勢の方々が参加され有意義なセミナーが開催されました。

また社会奉仕活動として、昨年十一月十六・十七日に、川口市の特別養護老人ホームにおいてボランティア塗装を行いました。この活動は三十七年間続いております。そして、登録基幹技能者を有する塗装専門業者の集団であり、登録基幹技能者は建設現場経験十年以上、職長経験三年以上、一級技能士であること等、能力のある選ばれた技能者で公共事に於いても効率の良い生産システムを形成し、高品質の工事を行っております。

今年は、戸建住宅の塗り替えを日塗装で保障するペインテナンスキャンペーンは本年で十八回目を迎え、四月一六日「よいいろ」～十一月一六日「いいいろ」まで実施いたします。

また青年部「彩青会」は、昨年創立二十周年を迎え、講習会や研究会を数多く実施し、未来の業界を

担う世代も躍進しております。

お客様に感謝し、感動を与え、国づくりや社会づくりで世の中に貢献することを会員一同務めて参る所存であります。

皆様にとって、今年一年が素晴らしい年となりますようご祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

埼玉県型粋工事業協会

会長 白戸 修

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、平成30年の新春をお健やかに迎えのことで、心よりお慶び申し上げます。

平素は当協会に対しまして、ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインによる、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任が明確となり、特に国土交通省直轄工事においてはしっかりと法定福利費が工事の予算に組み入れられ、末端の職人の手元まで行き渡ったように思われますが、民間工事においてはまだまだ法定福利費が末端の職人の手元まで行き渡ったとは言えない状況でした。

会員各社には社会保険の加入に関して内容を周知徹底し、今後予想されます技能者不足問題及び担い手の確保・育成・処遇改善方策について、皆と知恵を出し合い一致協力し活動していきたいと思っております。

本年度は、建設キャリアアップシステムに対する理解を深め、働き方改革についての意見交換会等を開催して、労働時間の段階的な短縮に向けた取り組みを推進していきたいと思っております。

特に建産連会員及び関係機関の皆様には、ご指導・ご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせ

ていただきます。

本年もよろしく願いいたします。

建築士会全国大会「さいたま大会」に向けて

一般社団法人 埼玉建築士会

会長 江口 満志

新年明けましておめでとうございます。

皆様方には健やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

さて、建築士会全国大会さいたま大会が平成30年10月26日(金)に大宮ソニックシティで開催されます。全国大会は、年に1回、全国47都道府県の建築士会会員が一堂に会し、「式典」、「セッション」等の諸行事を行い、その中で、建築士が担っている社会的役割と責任に対する意識の高揚を図り、建築文化の進展に寄与すること等を目的とした建築士会の一大イベントとなります。さいたま大会は「歴史に感謝 未来に約束」～今 埼玉に集う 彩り豊かな暮らしの創造～というテーマを掲げて開催させていただきます。これは、「先人の知恵に感謝し子どもたちに明るい未来を約束するため、今 埼玉に集う建築士は彩り豊かな生活と環境を創造する」という意味を込めており、それに向けて全国から約3,500名の建築士が参集致します。役員をはじめ多くの会員の皆様、関係団体、協賛企業の皆様方のご協力が不可欠となりますので、何卒宜しく願いいたします。

また、平成28年度にスタートした「ヘリテージマネージャー養成講習会」は各講師のご協力で32名の登録者を輩出し29年度も現在二期の講習会を開催しております。更に、平成30年4月の改正宅地建物取引業法の施行による既存住宅状況調査技術者制度の対応と事業が目白押しの年となりますが、皆様の益々のご発展とご健勝、建築業界の繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会

会長 栗田 政明

新年あけましておめでとうございます。

皆様方には、ご家族おそろいで清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。平素は当協会の運営に対しまして、格別なるご支援、ご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、建築士事務所を取り巻く状況は引き続き厳しいものがあります。とりわけ建築士事務所の業務報酬について、改正建築士法で業務報酬基準に準拠した契約の努力義務化がなされたにもかかわらず、順守には程遠い状況にあります。安心安全、健康で快適な環境を創造するためには、建築士業務の重要性を再認識していただくことが肝要であり、建築士事務所における働き方改革を進め、後継者を育成していくためにも、働きに見合った適正な設計料を確保し、若者に夢を与える職場にすることが必要です。

埼玉県建築士事務所協会は、法定団体としての公的使命を自覚し、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展に向け取り組んでまいります。

本年もよろしくお願い申し上げます。

「埼玉県知事賞」が設置される

一般社団法人 埼玉建築設計監理協会

会長 田中 芳樹

新年あけましておめでとうございます。平素は当協会に対しまして御支援、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標題の「埼玉県知事賞」ですが、第18回卒業設計コンクールより新たに設置され、学生に授与する運びとなりました。上田知事の決断に心より感謝と御礼を申し上げます。

この建築奨励事業の歴史は、県内工業高校生の卒業設計を対象にスタートしたのが始まりです。建築系大学生の卒業設計コンクールにシフトし、本年で18回目を迎えます。奨励事業としては足掛け28年の歴史を迎える事となります。いまでは、学生たちの目標、登竜門的存在になりつつあると聞いています。

(一社)埼玉建築設計監理協会は上部団体を持たない、埼玉で建築設計事務所を営む設計業の代表者の集まりで、独自のオリジナリティーを持った団体です。従って、卒業設計コンクールを埼玉県で催す意味を常に模索して来たところです。この度、奨励事業として若者に夢を与え、行政や大学とコラボしながらより発展して行く為の大きな魔法の杖を与えられた気が致します。

さて、時代はICT革命。BIM・CIM・AI・IOTなどの普及は、情報共有のあり方、表現、構想、計画に革命的な変化を遂げられると思われれます。少子高齢の対応、働き方改革が更にそれを進める事になるでしょう。学生諸君は、このツールを自分の道具として知事賞に挑戦し、そして建築界をリードされていかれる事を期待するところです。

新時代に新技術を展開する

一般社団法人 埼玉県測量設計業協会

会長 細沼 英一

新年、明けましておめでとうございます。

平成30年の新春を迎え、日頃当協会の運営に対し、ご理解とご協力、ご支援を頂いております会員の皆様方並びに関係機関の皆様方には、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

日本の少子高齢化が進む中で、生産性を向上し効率化を図ることは重要である。

測量設計業界も若手技術者を確保し、育成することは契機の課題であります。

国では生産性革命と称し、建設産業の抜本的な生産性の向上に向けて、「i-Construction」の取り組みを進めております。

I C Tの全面的な活用により、調査・設計から施工・検査、さらには維持管理・更新までの全プロセスで最適化を目指すものである。

この「I C T」が我々の測量設計業界にとってどの様に生産性の向上が図られるか具体的には不透明であります。少子高齢化の進行とともに労働力減少を補い、生産性を抜本的に補う狙いであることから、測量業界の発展には欠くことのできない取り組みであり、積極的に携わっていきます。

最後になりますが、測量設計業の益々の地位向上と今後共当協会並びに会員企業にご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

支部長 島 村 健

平成30年の新春を迎え、謹んで念頭のご挨拶を申し上げます。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ、関係者の労働災害防止に寄せる熱意と長年にわたる地道な安全活動により、長期には着実に減少してきたところであります。

しかしながら、昨年の埼玉県内における建設業の死亡・休業災害は、8月以降増加傾向に転じ、その後も続発し、前年と比較し大幅に増加という、誠に残念な結果となってしまいました。

このような状況において、埼玉労働局長より、労働災害防止のための緊急要請を受けたところであります。

支部においては、会員はもとより、建設事業場に

対し、経営トップのリーダーシップの下に、関係者が一体となって災害防止対策の取り組みを一層強化して頂くようお願い申し上げたところであります。

又、昨年は、平成28年に続き、「安全行動推進運動 埼玉」を実施したところであります。本運動は、一人ひとりが安全作業の基本に立ち返り、確実に実行し、不安全行動を撲滅することが重要と位置づけ、各作業所において、新規入場時教育等の際、本運動の実施をお願いしたところであり、多くの作業所において取り組んで頂きましたことに厚くお礼申し上げますと同時に、平成30年も引き続き実施していく事としておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

更に、死亡災害の中において大きな比重をしめる、墜落・転落災害の防止対策の一層の推進が喫緊の課題となっており、それ等の取り組みに支部・分会が一体となり、徹底を図ってまいりたいと存じます。

建設業は、災害に強い安全・安心な国土づくりに向けて、大きな期待に応える使命があり、工事においても、労働災害が発生しないよう努めていかなければならないものと考えます。

平成30年が皆様にとって、より良い年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。

下水道を通して地域社会に貢献します

埼玉県下水道施設維持管理協会

会 長 小 山 昇

明けましておめでとうございます。

近年、社会的環境として高齢者割合の増加、労働人口の減少が各業界の、しいては各企業の頭痛の種となっており、年々深刻度が増しています。中でも重労働で『キツイ』とされる業界は顕著で、下水道の世界は更に『暗い』『臭い』『汚い』のイメージがあり、若者離れや定着度は長年のテーマ、それに尚一層の拍車が掛かっている状況です。

解決の筋道として某社製ペッパー君にあるように、たとえば受付業務をロボット化するなどの対応が欠員穴埋めや人手不足解消の大きな手助けになると言えます。しかし、下水道の維持管理では、設置されている機器類の異常の発見並びに修理対応と、自動化ではまだまだ難しい人界戦力による対応であるため、光明を見出すことが困難な業種の一つであると言えます。

また知識も[機械・電気][物理・生物・化学]他と多種多様の学問を必要し、人材の育成、技術の伝承もさることながら、台風・ゲリラ豪雨に見る地域の水災害対策、河川・海に至る水質の保全など、広い視野で臨むことを要求されています。

人の生活を守る大事なライフラインの一つで衛生面、水害、世界的規模の水環境を守る下水道。新年を迎えるに当たり、業界として今後も私たちの生活の基盤を守る大義を心に刻み、今年もより良い方向へと進展させたい、初日の出を拝み、胸中願うものであります。

新年のご挨拶

一般財団法人 埼玉県建築安全協会

理事長 菜子 喬

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては新春をお健やかに迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

本会は県内の建築基準法に基づく建築物や昇降機等の定期報告制度の普及・促進を中心に事業を行っております。

昨年、建築基準法の一部を改正する法律の定期報告制度の部分が施行されました。

この内容は、対象建築物等について国が全国一律に定め、これ以外の対象建築物等を特定行政庁が指定することや防火設備の定期報告制度の創設などでございます。

この中で、昨年は防火設備の定期報告につき

ましては、実務要領講習会を行い、多くの検査資格者のご参加をいただきました。

また、防火設備定期報告書の受付事務を行うための台帳システムの構築を行いました。今年も、定期報告書作成要領講習会を行い、この業務が円滑にできるように埼玉県及び 12 市の特定行政庁との連携を図ってまいります。

本会は、定期報告業務を通し、建築物等の安全安心の更なる推進に努めてまいります。関係団体各位のご指導とご支援をお願い申し上げますとともに、皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の抱負

埼玉県地質調査業協会

会長 越智 勝行

新年明けましておめでとうございます。

平成30年の新春を迎え、日頃より当協会の運営にご理解とご支援をいただいておりますこと、会員を代表し厚く御礼申し上げます。

私たちを取り巻く環境は2025年問題に端を発し「一億総活躍社会、担い手確保、働き方改革」が喫緊の課題となっています。建設業界は「AI・コンストラクション(i-Construction)」を前面に掲げ、AI導入による効果的かつ効率的な労働環境を推進し、具体的にはドローンによる防災点検（人が立ち入れない危険箇所の点検）、建設工事（災害等）の現場でロボットが活躍しています。

一方で、地質技術は「再現性に乏しい特殊な科学」であり、必然的に長い経験と高い専門性に裏付けられた暗黙知の積み重ねからなる属人的特殊な技術であると言えます。この深い経験と裏打ちされた洞察力を保持した地質技術者によってのみ、地質・土質調査が可能となることを県民および発注者の皆様にはご理解していただきたいと考えています。

これからも、埼玉県土の安全・安心を念頭に「社会的役割と責任」を認識し、社会貢献してまいりますので、変わらぬご支援・ご活用をお願い申し上げます。

新年の抱負

一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会

会長 金子 和 己

明けましておめでとうございます。

本年も御指導宜しく申し上げます。

今年から埼玉県初のプロジェクトとして超スマート社会ソサエティ 5.0 を目指して農業大学校跡地を中心に半径 10Kmの 13 市町に及ぶ範囲で I o Tですべての人とモノがつながり様々な情報が共有できる社会を実現するように計画されています。実現には相当な時間と経費が掛かると思いますが、夢のあるプロジェクトだと思います。因みに狩猟社会 1.0 農耕社会 2.0 工業社会 3.0 情報社会 4.0 そして新たな社会 5.0 となるそうです。

私たち設備設計者としてもぜひ参画できるよう、様々な情報、知識を収集しこのプロジェクトが早期に実現し埼玉県の発展がみられるよう寄与出来ればと考えています。

世の中の移り変わりが情報化時代になり急激に変化しているのはすでに実感していますが、情報化のさらに上位になる社会を想像しただけでも、希望の持てる社会、人が快適に活躍できる社会（内閣府引用）がすばらしい社会形成になると思えます。

最後に皆様が今年も良い年でありますようお祈りし新年のご挨拶とさせていただきます。

平成 29 年 新年の抱負

NPO 法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会

理事長 戸 高 康 之

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、新春をお健やかに迎えのことに、心よりお慶び申し上げます。

当協会は平成 18 年 10 月に特定非営利活動法人として活動をはじめて 11 年目に入りました。これまで、建設発生土のリサイクルを普及促進し、地球環境に貢献することを基本方針とし、地球温暖化防止や循環型社会の構築など、埼玉県内で発生する土のリサイクルを行うことで、土の不法投棄を防ぎ、含水比の高い土や粒形の整っていない土を建設資材として優れた石灰改良土にして普及させて参りました。

また、昨年からはごみ焼却場から発生する「溶融スラグ」を改良土に利用しております。石灰改良土に混合することによって、強度の向上や水分の蒸発が抑制されること、また二次製品やアスファルト合材に利用した場合と比較して大量に利用することが可能であることなどから本格的に公共事業に使われるようになってきております。

当協会では溶融スラグ入り石灰改良土はごみの再利用という環境保全の面でも有効であるため積極的に取り入れて参ります。

新しい年を迎え、会員一同石灰改良土の更なる利用用途を見据え普及活動に取り組んでまいり所存です。

皆様にとって、より良い年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

建設業における働き方改革について

平成29年11月



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

建設業就業者の現状

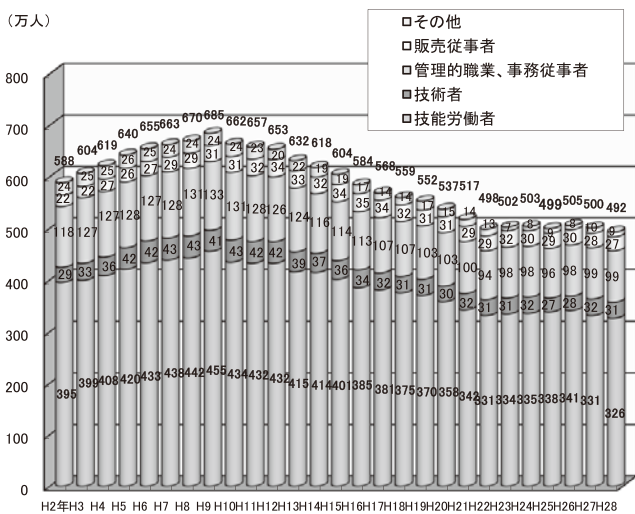


技能労働者等の推移

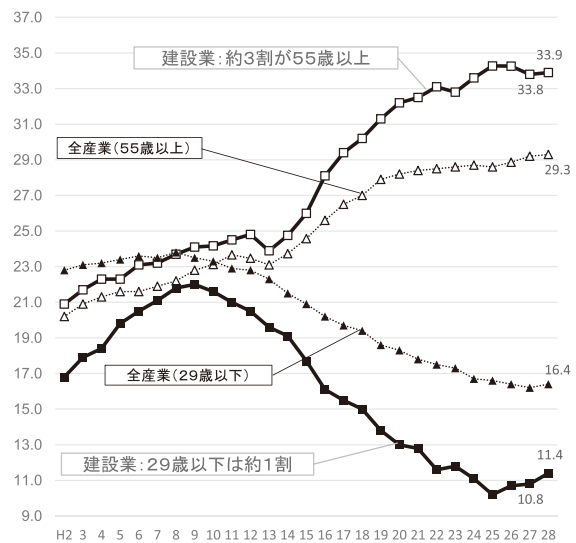
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 492万人(H28)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 31万人(H28)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 326万人(H28)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成27年と比較して55歳以上が約2万人減少、29歳以下は約2万人増加。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



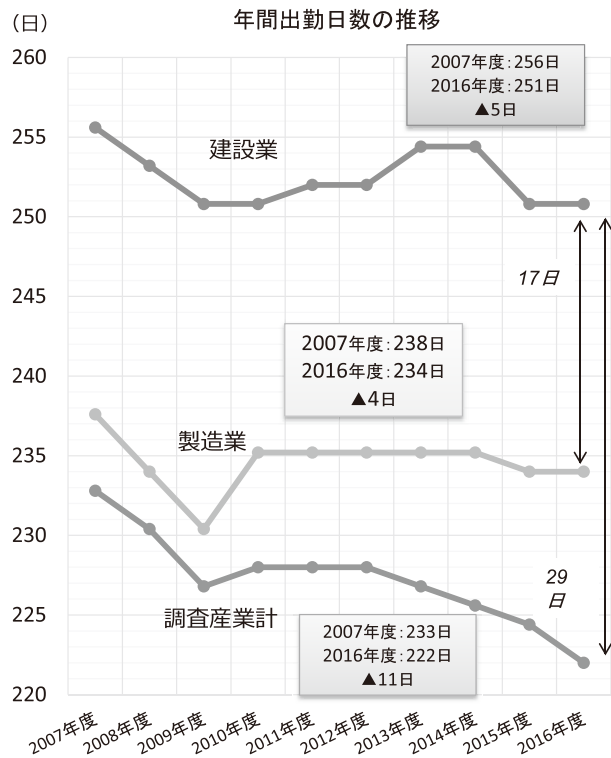
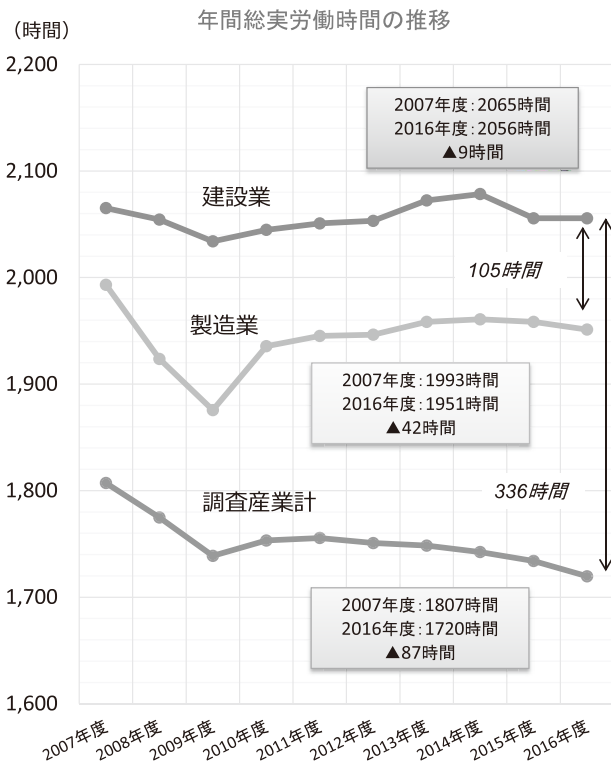
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設産業の担い手確保・育成に向けた取組

技能労働者の処遇改善	改正品確法等の趣旨の徹底	若者、女性の入職促進の取組強化等
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 適切な賃金水準の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共工事設計労務単価の適切な設定（5年度となる引上げをH29.3に実施） ➤ 社会保険の加入徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度より、関係者一体となった取組を実施 ○ H29.4から直轄工事において二次下請以下についても社会保険加入企業に限定 ○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用推進 ➤ 建設キャリアアップシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ○ 技能や経験に応じた適切な評価・処遇を実現 ➤ 建設業における休日の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ○ 週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適正な工期設定の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歩切りの根絶 <ul style="list-style-type: none"> ○ 4度にわたり、実態調査等を実施（慣例等のため歩切りを行っていた全ての地方公共団体が廃止を決定） ➤ ダンピング対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 低入札価格調査制度等の導入・活用を徹底（今後、未導入自治体に対し働きかけを強化） ➤ 発注の現場における改正品確法の趣旨の更なる徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○ 品確法に基づく運用指針的確な運用を促進（施工時期等の平準化等） <p>⇒ 担い手の中長期的な確保・育成のための適正な利潤を確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 若者や女性の活躍の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 優秀な若手に技術検定の受験資格を早期に付与 ○ 女性の担い手確保に向けて官民挙げた行動計画（H26.8策定）の実践 ○ 計画的な女性の入職・定着に取り組む建設企業等に対する支援 ➤ 将来を見通せる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的・持続的な建設事業の見通しの確保 ➤ 教育訓練の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアムにおいて、地域連携ネットワークによる教育訓練体系の構築を支援

建設生産システムにおける生産性の向上	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ i-Constructionの推進 [ICTの全面的な活用（ICT土工）、コンクリート工の規格の標準化等] ➤ 施工時期等の平準化 [公共工事における施工時期等の平準化] 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術や技能・経験等に応じた人材の配置 [現場配置技術者の効率的な活用（技術者配置に関する金額要件の引上げ等）] ➤ 重層下請構造の改善 [行き過ぎた重層化の回避、適正な元下関係の促進等]

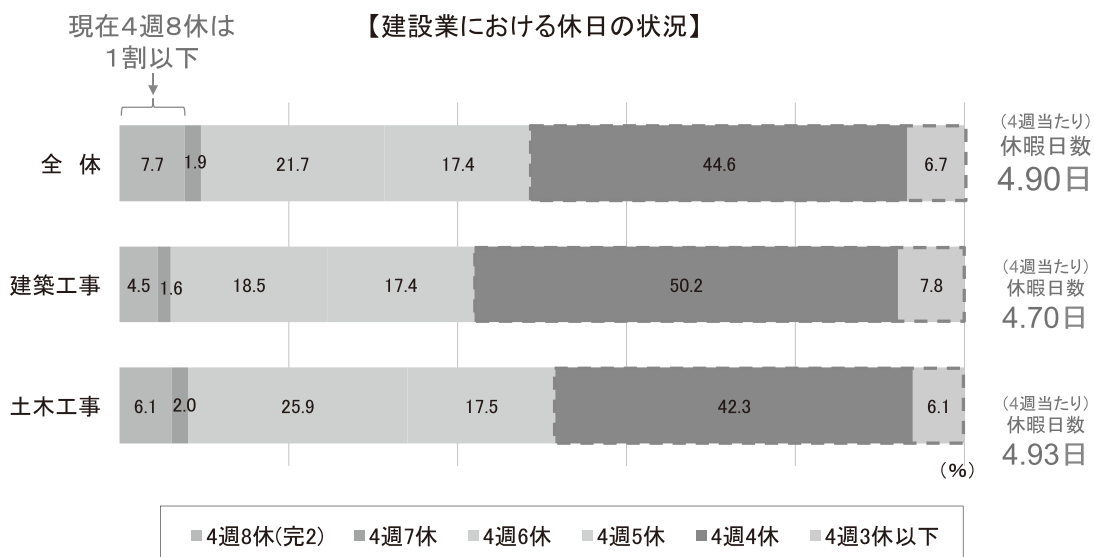
実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における休日の状況

○ 建設工事全体では、約半数が4週4休以下で就業している状況。



※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
出典：日建協「2016時短アンケート」を基に作成

働き方改革実行計画(抜粋)(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定) 国土交通省

【建設業】

(現行の適用除外等の取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

見直しの方向性

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<<労働基準法で法定>> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時的必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	<<同左>>
36協定の限度	<<厚生労働大臣告示：強制力なし>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・建設の事業は、(1)の適用を除外	<<労働基準法改正により法定：罰則付き>> (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・特別条項でも上回る事の出来ない年間労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回る事の出来ない上限を設定 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 b. 単月100時間未満 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間、現行制度を適用 ・施行後5年以降、一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興に限り、上記(1)②a.b.は適用しない(※) <small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも対象とならないことがある</small>

今後の取組

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議等について

開催趣旨

- 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。



←平成29年6月29日
第1回連絡会議

構成員

(平成29年9月1日現在)

- 議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官
 議長代理：牧野 たかお 国土交通副大臣
 副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補(内政)
 構成員：内閣府政策統括官(経済財政運営担当)
 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長
 総務省自治行政局長
 財務省主計局次長
 文部科学省大臣官房文教施設企画部長
 厚生労働省大臣官房総括審議官
 厚生労働省労働基準局長
 農林水産省大臣官房総括審議官
 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
 資源エネルギー庁電力・ガス事業部長
 国土交通省大臣官房長
 国土交通省大臣官房技術審議官
 国土交通省大臣官房官庁営繕部長
 国土交通省土地・建設産業局長
 国土交通省鉄道局長
 防衛省施設監

事務局：内閣官房(国土交通省・厚生労働省協力)

開催経緯等

6月29日 第1回関係省庁連絡会議

- 今後の取組の方向性(適正な工期設定、平準化、生産性向上等)について確認

7月28日 主要な民間発注団体(経団連、日商、電事連、ガス協、不動協、民鉄協)、建設業団体及び労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置

- 建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な労務管理の徹底を要請
- 主要な民間発注者には、適正な工期設定等を要請
- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」策定など今後の取組方針を確認

8月28日 第2回関係省庁連絡会議

- 「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定
- 各省庁等における取組状況について説明

※その後も随時開催(進捗状況のフォローアップなど)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組みべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

- (1) 請負契約の締結に係る基本原則
- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。
- (2) 受注者の役割
- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期とならないよう、適正な工期での請負契約を締結。
 - 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。
- (3) 発注者の役割
- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。
- (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化
- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

- (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化
- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
 - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。
 - 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダブリング」を行わない。
 - 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。
 - 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。
- (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保
- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。
- (3) 生産性向上
- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
 - 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。
- (4) 下請契約における取組
- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。
 - 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
 - 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
 - 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。
- (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用
- 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

- 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

ガイドラインを受けた対応

民間発注各分野の動き

分野ごとに発注者、受注者、行政でガイドラインの実行のための具体的な方策の検討を開始。

【鉄道】

- 8月25日に、第1回連絡会議を開催

【住宅・不動産】

- 10月11日に、第1回連絡会議を開催

【電気】

- 9月22日に、第1回連絡会議を開催

【ガス】

- 9月25日に、第1回連絡会議を開催

・各分野の発注工事の実態を把握した上で、各分野の建設工事等における働き方改革を推進するための具体的な方策等について検討



第1回鉄道連絡会議の様相

建設事業者団体の動き

【日本建設業連合会】

- 働き方改革4点セットの策定
(平成29年9月22日決定)
 - ・働き方改革推進の基本方針
 - ・時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行
※ 2019～2021年度:年960時間以内、
2022年度・2023年度:年840時間以内等
 - ・週休2日実現行動計画試案(案)の策定
※ 計画は12月22日決定予定
 - ・改めて労務賃金改善の推進

【全国建設業協会】

- 働き方改革行動憲章の策定
(平成29年9月21日)

【全国中小建設業協会】

- 働き方改革と生産性向上に関する特別委員会を設置
(平成29年9月)

※ このほか、建設業関係10団体(日建連、全建、日建経、全中建、建専連、電設協、日空衛等)が働き方改革に関して意見交換を実施(平成29年9月12日)

埼玉県内工事の一斉休工の取組結果について

埼玉県県土整備部 建設管理課

埼玉県内の公共工事において、土曜日の一斉休工(埼玉県ハッピーサタデー)に取り組みました。
受注者アンケートの結果(埼玉県工事のみ)～

背景と目的

- ・建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手の確保が大きな課題となっています。
- ・週休2日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年層など担い手の確保に繋げるために不可欠です。
- ・建設業界の週休2日に対する意識向上を図るため、埼玉県内の公共工事で土曜日一斉休工に取り組みました。

実施方法

実施日：平成29年10月7日(土)、11月4日(土)

対象工事：埼玉県内で実施している公共工事

(緊急工事、工程上やむを得ない工事は除く)

実施機関：埼玉県、国土交通省関東地方整備局、さいたま市

備考：県内32市町村が賛同して実施

受注者アンケート結果<概要>(県工事のみ)

<実施状況>

期間：平成29年11月6日～11月17日

回答数：333件(県工事分のみ)

対象者：工事受注者(現場代理人)

<結果の概要>

◆現場休工の実施状況

- ・「2回とも」が82%、「どちらか1回」が11%で、全体で9割を超える現場が休工した。
- ・「祝日を含め3連休」とした現場が6割で、約半数が「会社も休み」とした。

◆休工日の過ごし方

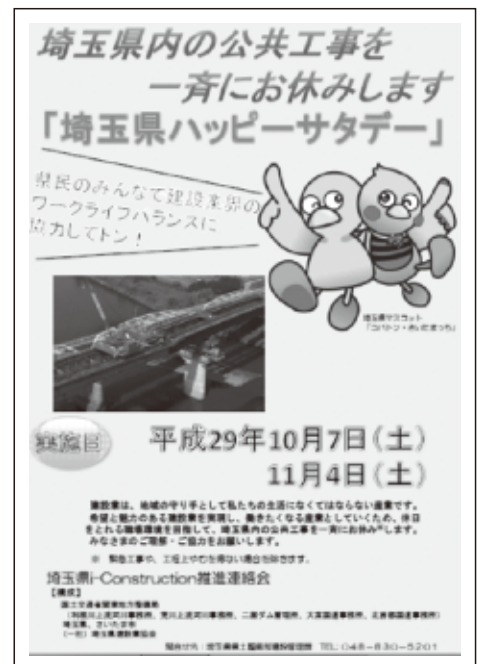
- ・「自宅で休養」、「家族や趣味の時間を過ごした」が多いが、「会社で事務作業を行った」も見受けられた。

◆取組みの捉え方

- ・「若手技術者の入職を促すために必要」、「建設業界に広がるのは良い」など前向きな声が多かった。

◆週休2日実現に必要なこと

- ・「余裕のある工期設定」や「日給労働者の給与補償」などの声が多かった。

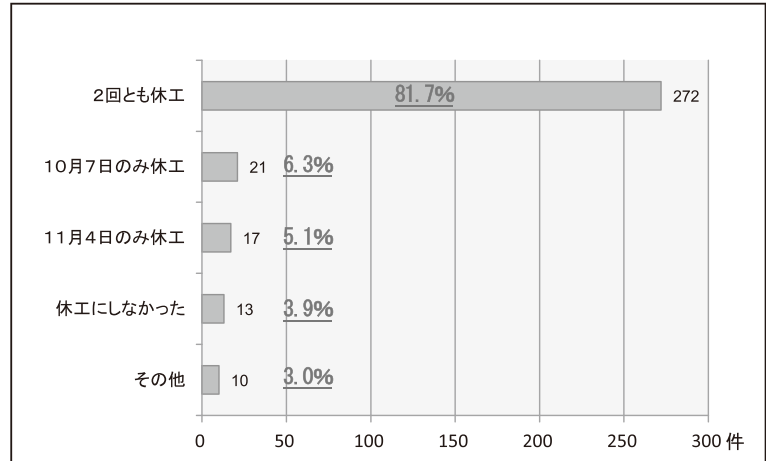


受注者アンケート結果<詳細>(県工事のみ)

(注意：設問ごとの回答数補正は行っていません。)

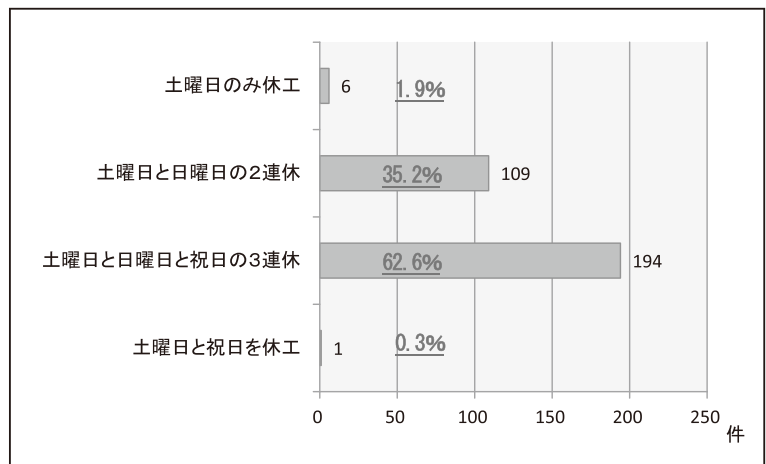
問 公共工事の土曜日一斉休工に取り組みましたか

- ・10月7日、11月4日ともに休工とした工事が約8割。
- ・どちらか1回のみ休工とした工事と合わせると、休工とした工事は9割超。



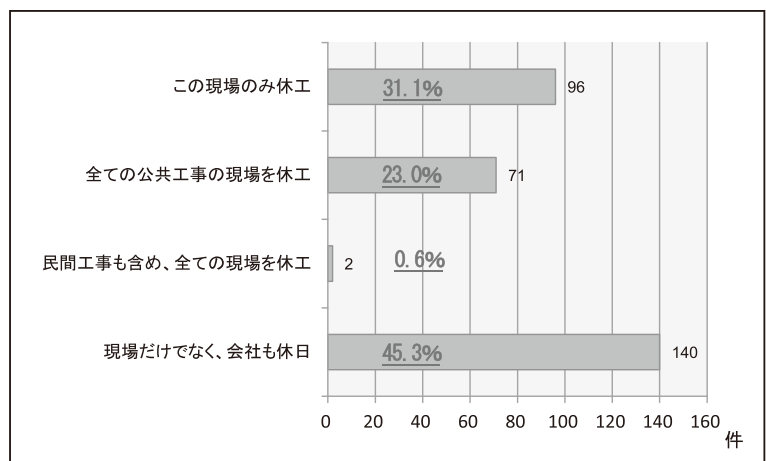
問 土曜日前後の日曜日・祝日を含めて、どのような休工期間としましたか

- ・土曜日と日曜日の2連休とした工事が3割超。
- ・祝日を含め3連休とした現場が約6割。



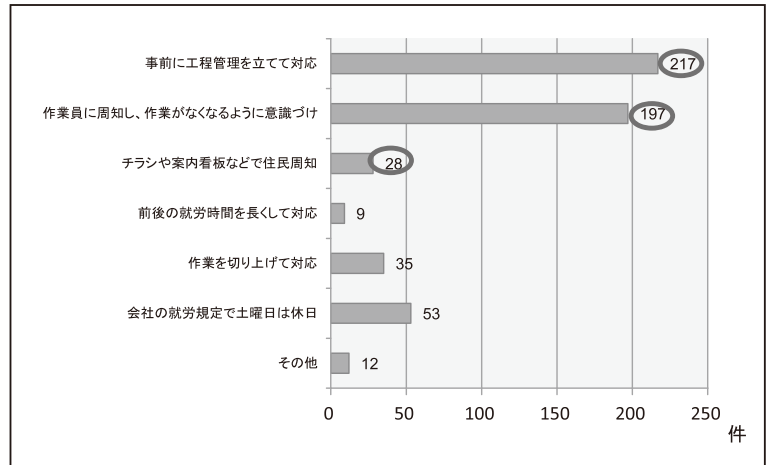
問 現場だけでなく会社でも取り組みましたか

- ・約半数が、現場だけでなく、会社も休日とした。
- ・この現場のみ休工とした工事が約3割。
- ・この現場に限らず、全ての公共工事の現場を休工としたのが約2割。



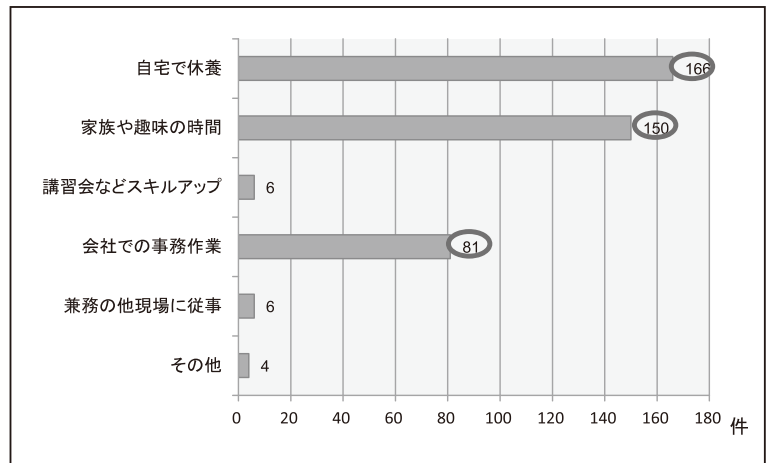
問 一斉休工とするために、どのように取り組みましたか【複数回答】

- ・ 休工とするための工程計画の作成や作業員に休工の意識付けを行うなど、事前調整が行われた。
- ・ 一部では、チラシや案内看板などにより地域住民への周知も行われた。



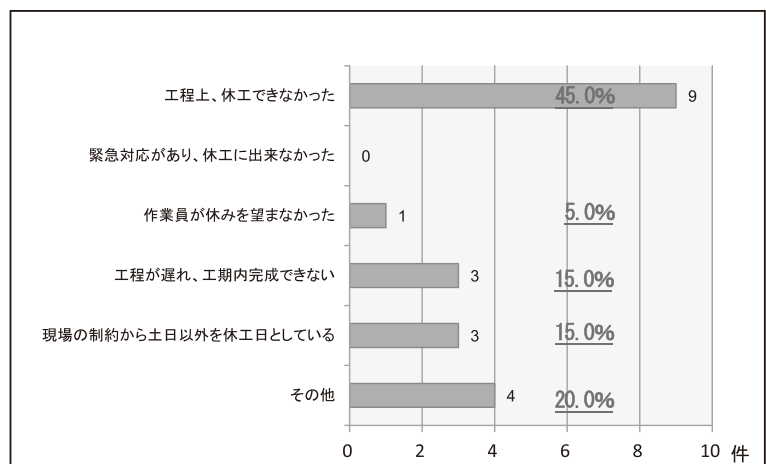
問 休工日はどのように過ごしましたか【複数回答】

- ・ 多くの代理人が、自宅で休養、家族や趣味の時間など、仕事を離れ休日を過ごした。
- ・ 会社での事務作業や他現場に従事など、仕事をした代理人もいる。
- ・ 一部、スキルアップに取り組んだ代理人もいる。



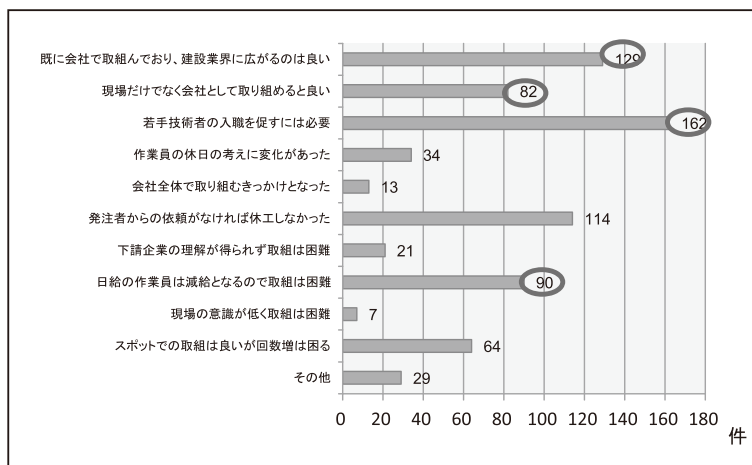
問 どのような理由で休工にできなかったのですか【複数回答】

- ・ 休工しなかった工事のうち約半数は、工程上の理由を挙げている。
- ・ 現場の制約から土日以外を休工日としているなども挙げられた。



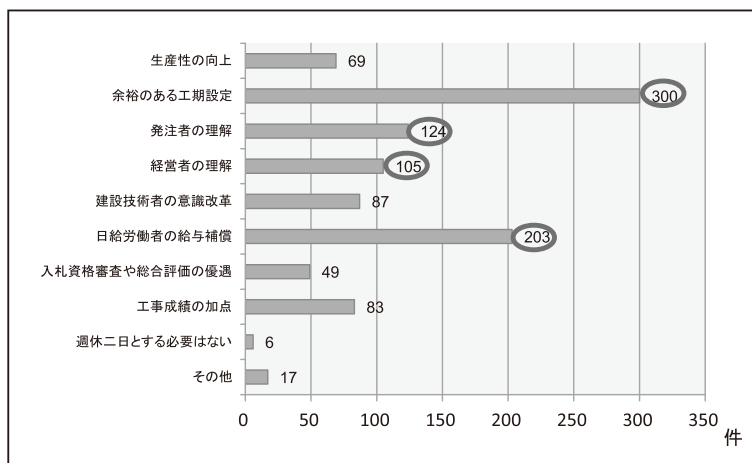
問 土曜日一斉休工の取組みについて、どのように考えますか【複数回答】

- ・若手技術者の入職促進には必要、建設業界に広がるのは良いなど、前向きな意見が多い。
- ・日給作業員の減給を心配する意見も見られる。
- ・現場だけでなく、会社全体で取組めると良いという意見も多い。



問 建設業界で週休2日を実現するには、何が必要だと思いますか【複数回答】

- ・建設業界の週休2日の実現に必要なものとして、余裕のある工期設定、日給労働者の給与補償が挙げられた。
- ・発注者や経営者の理解が必要という意見も多い。



まとめ

- ① 土日の週休2日に加え、祝日を含む3連休や会社も休日とするなど、受注者の意識向上が進んだ。
- ② 若手技術者の入職促進には必要といった前向きな意見が多かったが、一方で、日給作業員の減給を心配する意見も見られる。
- ③ 週休2日の実現には、余裕のある工期設定、日給労働者の給与補償などへの対応が求められている。

<問合せ先>

埼玉県 県土整備部 建設管理課 技術管理担当

T E L : 048-830-5201

E-mail : a5190-02@pref.saitama.lg.jp

建設業における労働災害防止対策の徹底について

埼玉労働局労働基準部 健康安全課

埼玉労働局管内の建設業における平成 29 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日までの労働災害による死亡者は 8 名に達し、前年同期の 4 名から倍増したところであり、同期間の死傷者数（死亡及び休業 4 日以上。以下同じ。）につきましても、前年同期の 398 名に比べ全体で 74 名（18.6%）増加し、472 名に達しております。

平成 29 年 1 月 1 日からの死傷者数については、6 月 30 日段階で 243 名に達しており、平成 28 年の同時期に比べ既に 40 名（19.7%）増加していたことから、建設関係団体の代表者に対し、平成 29 年 8 月 9 日付けの文書により労働災害防止対策の徹底について緊急要請を行ったところですが、その後も上記のとおり死亡者・死傷者数共に増加傾向にあり、極めて憂慮すべき事態に陥っていることから、以下の文書のとおり、建設関係団体の代表者にあて第 2 回目の緊急要請を行っております。

つきましては、各事業場等におかれましても、労働災害防止対策の取組を一層強化していただくよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、以下の文書では、平成 29 年 1 月 1 日から 10 月 31 日までの死亡者数を 9 名、前年同期に比べ 125% 増としています。その後、うち 1 名については、労働者ではないことが判明したことから、上記のとおり、死亡者数は 8 名となりますのでご注意ください。

建設関係団体代表者 様

埼玉労発基 1110 第 1 号
平成 29 年 11 月 10 日

埼玉労働局長

建設業における労働災害防止対策の徹底について（第 2 回）

平素より労働行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成 29 年 8 月 9 日付けの埼玉労発基 0809 第 1 号により、緊急要請として既にお願ひしたところですが、その後も埼玉県内の建設業における労働災害は増加を続け、特に平成 29 年 1 月 1 日から同年 10 月 31 日までの労働災害による死亡者については 9 名に達し、前年同期の 4 名を大きく上回る 125% 増となったところであり、同期間の死傷者数（死亡及び休業 4 日以上。以下同じ。）につきましても、前年同期の 398 名に比べ全体で 74 名（18.6%）増加し、472 名に達しております。

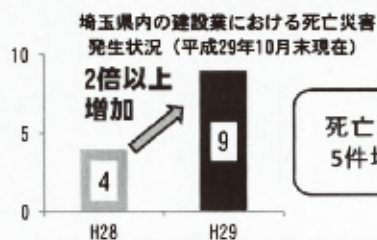
死傷者について、事故の型別の発生状況をみると、最も多いのが墜落・転落による 156 名（全体の 33.1%）、2 番目に転倒による 64 名（全体の 13.6%）、3 番目がはさまれ・巻き込まれによる 61 名（全体の 12.9%）と続いており、これらの三つの型による死傷者数の発生状況を前年の同期と比較すると、墜落・転落が 30 人増（+23.8%）、転倒は 27 人増（+73%）、はさまれ・巻き込まれは 11 人増（+22%）となっております。

このように埼玉県内の建設業の労働災害については、本年の 8 月の緊急要請時以降も増加を続け、特に死亡災害が多発する等、緊急を要する事態です。

つきましては、埼玉県内の建設業の労働災害の増加をくい止めるため、貴団体におかれましては、傘下の会員事業場等における労働災害防止対策の取組を一層強化していただくよう特段のご配慮を重ねてお願い申し上げます。

参考資料「建設業における労働災害の撲滅を」

建設業の皆様へ



死亡災害
5件増加

建設業における 労働災害の撲滅を！



死亡災害の状況

平成29年10月末現在の埼玉労働局管内における建設工事中の死亡災害は9人（速報値）で、昨年同期に比べ5人増加し、昨年1年間の死亡者数6人をすでに上回っています。

建設業死亡災害発生事例（平成29年1月～10月）

番号	発生月	災害発生のあらまし	事故の型
1	2月	移動式クレーンを使って架台に仮置きした鉄骨梁から玉掛用具を取り外した際、鉄骨が落下し被災者に激突した	飛来・落下
2	2月	解体工事現場において建築物の梁上で作業していた被災者が、休憩のため梯子に乗り移ったところ梯子が転倒し、コンクリート地面に墜落した	墜落・転落
3	5月	資材置き場内でトラックに乗り込み後進したところ、手押し台車を押していた別会社の作業員に気付かず巻き込んだ	激突され
4	8月	杭打ち機に設けられた巻き上げ機で杭をつり上げた際、玉掛け用ワイヤーロープが切れて杭が杭打ち機の方向に倒れ、驚いて降車した杭打ち機の運転者に直撃した	崩壊・倒壊
5	8月	地上約3mの位置で柱に金物を打とうとしたところ、足場のつなぎ目が折れて墜落した	墜落・転落
6	9月	建屋2階の搬入口に、搬入台の設置作業を行っていたところ、搬入台2層目から墜落した	墜落・転落
7	10月	倉庫屋根上の明り取り貼り替え作業中、スレート屋根を踏み抜き墜落した	墜落・転落
8	10月	雑草処理のため路肩部分の転落防止柵を乗り越えたところ、バランスを崩して貯水池に転落した	おぼれ
9	10月	掘削溝内で作業していたところ、周りの土砂が崩落して生き埋めとなった	崩壊・倒壊

死亡・休業災害を撲滅するため現場の総点検、安全教育を実施しましょう！



建設工事では、**墜落転落災害・飛来落下災害・機械災害・転倒災害**の防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！

4つの重点

墜落・転落災害

飛来・落下災害

機械災害

転倒災害



埼玉県のマスコット「コバトン」



詳しくは裏面をご覧ください

埼玉労働局 (<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) ・労働基準監督署

墜落・転落災害防止対策

- 1 高所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。ハーネス型安全帯の使用に努めましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し安全帯を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短時間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱（安全ブロック）を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用しましょう。



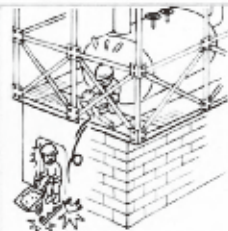
機械災害防止対策



- 移動式クレーン・ドラッグショベル・高所作業車・鉄骨切断機等の機械の使用時には、
- 1 転倒防止措置を講じましょう。
 - 2 資格のある方に作業をさせましょう。
 - 3 作業者との接触を防止するため作業半径内の立入を禁止し、やむを得ない場合には、誘導する人を配置しましょう。
 - 4 特定自主検査等の法定の定期点検を確実に実施しましょう。

飛来・落下災害防止対策

- 1 上下作業は原則として禁止しましょう。
- 2 物体が落下する危険のある箇所は、防網などにより立入禁止としましょう。
- 3 材料等の揚げ下ろしには、つり網・つり袋等を使用しましょう。
- 4 上方で作業を行っている場合には、下の労働者に保護帽を使用させましょう。



転倒災害防止対策



- 1 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものの着用し、走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。

「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）について

埼玉労働局では、「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）をキャッチフレーズとして、平成25年度より「埼玉第12次労働災害防止計画」に取り組んでいます。

「Safe Work SAITAMA」ロゴマークは、労働災害の防止などを目的とする場合には自由にご活用いただけます。

詳しくは埼玉労働局ホームページ（<http://saitama-roudoukyoku.jstern.hlg.jp/>）をご覧ください。



「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク



埼玉労働局（<http://saitama-roudoukyoku.jstern.hlg.jp/>）・労働基準監督署

県内

プロジェクト紹介

大宮警察署・鑑識科学捜査センター庁舎の完成について

埼玉県警察本部総務部財務局施設課

平成 27 年 10 月に着工した大宮警察署・鑑識科学捜査センター庁舎が完成し、平成 29 年 11 月から新庁舎での警察署業務を開始しました。

旧大宮警察署庁舎は、老朽化・狭あい化が進み、来庁者へのサービスや効率的な警察活動に支障をきたしておりました。新庁舎の建設に当たっては、来庁者の利便性、環境への優しさ、災害対策等に配慮した施設づくりを目指しました。また、上層階には警察本部の鑑識課と科学捜査研究所を配置し、鑑識科学捜査センターとして効率的な鑑定業務等を推進することができる統合庁舎としました。

■概要

所在地：さいたま市大宮区北袋町一丁目 197 番地 7

工期：平成 27 年 10 月～平成 29 年 10 月

敷地面積：11,000 m²（道路拡幅予定地を含む）

庁舎：鉄骨鉄筋コンクリート造 7 階建

延床面積 12,140 m²



■エントランス



■特徴

○来庁者への配慮

●ローカウンター



車いす利用者等への配慮

●授乳室



小さな子供連れの来庁者への配慮

●多目的トイレ



広いスペースと手すり等により利便性に配慮

●相談室



プライバシーに配慮

○環境への配慮

●太陽光発電



太陽光を利用してCO₂を削減

○災害対策

●給油施設



災害時も燃料供給可能な施設



『埼玉の建設産業』ポスター・絵画コンクール表彰式について

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

当連合会は第39回『埼玉の建設産業』ポスター・絵画コンクールの表彰式を、11月14日に埼玉県庁内で行いました。当日は受賞者として小学校の部9名・中学校の部9名とその保護者の方々にも参加をいただきました。結果詳細につきましては別冊の『建産連ニュース2017特集号』をご覧ください。

優秀賞・特別賞の受賞者は以下の通りです。

- | | | |
|------------------|-------|--------|
| ◆埼玉県知事賞 | (敬称略) | |
| 狭山市立御狩場小学校 | 6年生 | 丸橋 結 |
| 久喜市立栗橋東中学校 | 1年生 | 中島 姫香 |
| ◆埼玉県教育委員会教育長賞 | | |
| 三郷市立新和小学校 | 5年生 | 渡辺 航平 |
| 和光市立大和中学校 | 3年生 | 背黒 智晴 |
| ◆さいたま市教育委員会教育長賞 | | |
| さいたま市立浦和大里小学校 | 2年生 | 阿部 遥希 |
| 上尾市立西中学校 | 2年生 | 孟 樂嘉 |
| ◆埼玉県建設産業団体連合会会長賞 | | |
| さいたま市立神田小学校 | 6年生 | 石崎 瑠璃 |
| 川越市立初雁中学校 | 2年生 | 大久保 陽和 |
| ◆審査員賞(特別賞) | | |
| 新座市立新座小学校 | 3年生 | 松尾 讓太郎 |
| 白岡市立篠津中学校 | 3年生 | 小林 塔矢 |



出席者記念撮影

また、当日は県民の日で県庁オープンデーと重なり大変多くの人でにぎわい、当連合会も建設業協会・電業協会・造園業協会・測量設計業協会とともにイベントブースを出展し、建設重機の試乗・自転車発電・測量体験など体験型イベントを通じて建設産業への理解・関心を深め、PRにも努めました。



イベントの様子



全国建産連ドローン操縦士育成事業概要 —建設現場のICTの円滑な導入に向けて—

一般社団法人 全国建設産業団体連合会

<はじめに>

現在政府は「未来投資会議」（議長：安倍総理大臣）において、総理自らが新しい目標として「第4次産業革命」と銘打って2025年度までに建設現場の生産性を2割向上させることを発表いたしました。また同時に「働き方改革」によって、雇用労働環境の飛躍的な改善を目指しております。

これらを受けて国土交通省では、i-Construction委員会及びICT導入協議会を設置し、建設現場におけるICTを活用した新しい生産方法の円滑な導入とその活用を精力的に図っており、全国建産連もその一員として参加しております。

このような中、i-Constructionの一つとして地域の中小建設企業においても「ドローンを利用した測量、施工に関する各種の調査、建設現場の管理、点検や維持管理業務への活用、災害時の情報収集などへの必要性の声が寄せられております。これを受けて全国建産連は昨年から本年にかけて全国5か所（福島、茨城、栃木、兵庫、福井各県）で「ドローン飛行体験会」及びニーズ調査を実施いたしました。その結果、「いつでも必要な時にドローンを飛ばせる人材の確保育成に対するニーズ」が極めて強いことが分かりました。またドローンは「最新技術であること」、「各種の建設工事への利活用は開発、進展の途上であること」など日進月歩の変化を続けている状況にあり、全国で様々な民間の育成機関が実施しているが、改めて建設産業向けの全国一律で受講しやすい場所における低廉な人材育成の必要性が確認されました。

全国建産連はこれを受けて、今年度から建設現場の生産性向上策として、「地方の中小建設産業のためのドローン利活用」支援事業を事業計画に盛り込み、事業実施を検討して参りましたが、このたび下記の事業概要の通り、全国建産連、DJI JAPAN 株式会社、株式会社セキドの3者協業による全国各地の建産連と連携して実施する人材育成プランを整備いたしました。

この事業は、建設生産現場での効率的なドローンの利用が行える人材を養成して、ITリテラシーの向上やICTの利活用を図ることにより、建設生産のムリ、ムダ、ムラを無くすことで、安全性の向上や工程管理の改善等を図ると共に、災害時の初動対応を目指すものであります。

<ドローン操縦士育成事業の概要>

①ドローン飛行体験会の実施

ドローンに興味があり導入を検討している企業の担当者向けに、「実際に触ってみたい」「操作方法を知りたい」ことをはじめ、活用事例の紹介、ドローン実機（DJI社製）の紹介、ドローン実機の操作、飛行体験、飛ばすための手順や法令、機材の入手方法の情報提供など

(体験会実施風景)

i 座学、ii ドローン実機による機体機能、飛行体験の際の注意点の説明、iii 飛行体験、飛行体験後のデイスカッション

②建設業向けドローン操縦士育成講習

(3日間講習・10時間講習及び実技試験)

・1日目

AM 実技 (9:30～13:00)

- 1 始動前メンテナンス
- 2 実機に慣れるための基本操作
- 3 機体の制御 (スタート&ストップ)
- 4 正確に十字移動 (前後左右) する訓練

<昼食>

PM 座学 (含む試験) (14:00～17:30)

- 5 ドローンに関する基本的な内容 (安全基準、禁止事項、気象、電波、飛行と安全確認、飛行技術、法律等)
- 6 機体設定とメンテナンス
- 7 筆記試験

・2日目

AM 実技 (9:30～13:00)

- 8 ホバリング
- 9 遠視着陸 (30～50m)
- 10 8の字飛行
- 11 ノーズインサークル飛行

<昼食>

PM 実技 (14:00～17:30)

- 12 点検フライト訓練
- 13 座学振り返り (復習)
- 14 各種機能確認 (衝突回避、自動帰還など)
- 15 反復練習

・3日目

AM 実技 (9:30～13:30)

- 16 反復練習
- 17 苦手克服対応

<昼食>

PM 実技・実技試験 (14:00～17:30)

- 18 反復練習



19 苦手克服対応

20 実技テスト前練習

21 実技試験

(ドローン操縦士技能認定試験・DJI CAMP)

・1日目 講習 (9:30～12:00、13:00～18:00)

・2日目 講習 (9:30～11:00)

筆記試験 (11:00～12:00)

飛行技能試験 (13:00～16:30)

③ドローン販売窓口の設置 (詳細は全国建産連ホームページ参照)

・ドローン機体 (DJI 製品) 販売+建産連オリジナル保険

・通信回線

・iPadミニ (機体操作用モニター)

・その他サポート

＜モデル事業の実施状況 (栃木県建産連)＞

平成29年11月20日～22日の3日間、旧栃木市立寺尾南小学校施設及び隣接する野球グラウンド (栃木市尻内町) において、全国建産連、栃木県建産連共催で「ドローン操縦士育成講習会」を開催、ドローンの飛行許可に必要な知識、技能及び10時間の飛行経験取得のための研修を実施、県内企業の社員8名が参加した。

またこれに引き続いて12月13日、14日の2日間、10時間以上の飛行経験がある者を対象とした「ドローン操縦士技能認定試験」(DIJ CAMP) を実施した。

＜むすびに＞

昨年度から今年度上期にかけて「建設産業向けのドローン利活用のための人材育成のあり方」の各種調査、検討を昨年度から今年度上期にかけて実施して参りました。この度の栃木県建産連での第1号の事業実施によって、全国のどこでも一定の水準の品質の民間資格制度として集大成できました。

全国建産連は、「標準プラン」を基本として各地域の実状に合った状況整備が整い次第順次各地の府県建産連、建設業協会等と共同してドローン利活用のための基礎的人材の育成を推進して参ります。

今後とも皆様のご理解、ご協力、積極的なご参加をお願いいたします。



非行少年等立ち直り支援事業の概要

～体験活動へのご協力をお願い～

埼玉県県民生活部青少年課

1 埼玉県の少年非行情勢

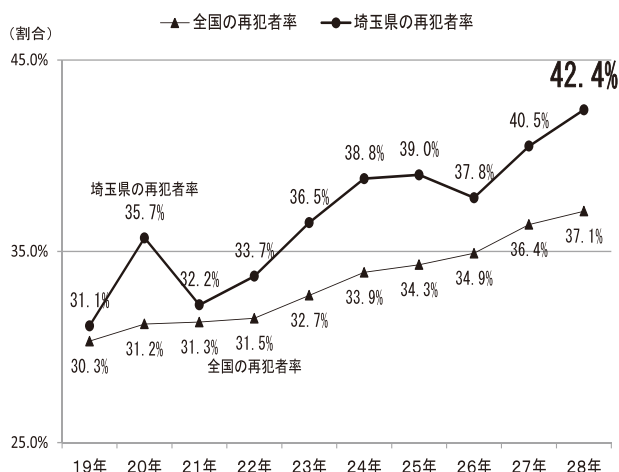
埼玉県における少年非行情勢について、平成28年中に刑法犯で検挙された少年は1,860人で平成22年以降、減少傾向で推移しています。(図1参照)

しかしながら、少年の再犯者率をみると42.4%と増加傾向で推移しており、しかも全国の再犯者率(37.1%)よりも高い状況が続いていることなど、少年を取り巻く情勢は依然と厳しい状況にあります。(図2参照)

図1 刑法犯少年の検挙人員の推移(平成19年～28年)



図2 全国の再犯者率と埼玉県の再犯者率の推移(平成19年～28年)



2 立ち直り支援の目的

非行等の問題を抱え、自分の居場所がなかったり、将来の目標を持たない少年に対しては、各種体験・支援活動を通じて、自己に向き合い、社会性を身に付けるとともに、信頼できる大人との出会いなどを通して自立できるよう、その立ち直りを支援することが必要です。

県は、次代を担う少年のために、県内の業界団体等と協力して、県全体で自然と非行少年等へ手を差し伸べることができる社会の構築を目指しています。

3 事業の概要

警察や児童相談所等の関係機関でかかわっている少年を支援するため、県では県内の業界団体・経済団体等に働き掛けを行い、地域における各種体験・支援活動の受け皿づくりを推進しています。

非行少年等に対して、地域社会とのつながりを自覚できるよう県全体で立ち直り支援ができるように、次の活動を行っています。

○ 社会体験活動

農業を営んでいる方や民間団体等に御協力いただき、種まきや収穫等の農作業、野球やサッカー等のスポーツ活動、清掃等のボランティア活動など様々な社会体験活動を実施しています。

- 就労体験活動
業界団体や経済団体等に御協力いただき、建築業や飲食業等の職場体験を通じて、社会生活の基礎能力の習得や信頼できる大人との出会いなどの就労体験活動を実施しています。
- 学び直し支援
非行少年等の学力に応じ、資格取得、復学や進学等に向けた基礎学力の習得を目指した学び直し支援を実施しています。

4 立ち直り支援までの流れ

立ち直り支援事業に御協力いただける企業・団体には、登録をお願いをしています。

警察等の関係機関は、登録企業の中から活動を希望する企業等を県に連絡します。

県は、企業に受け入れの可否について確認します。

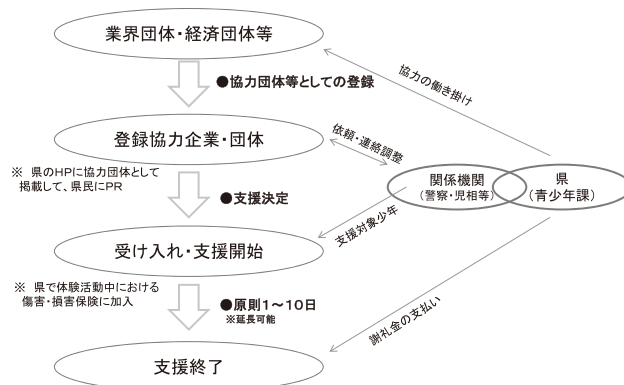
可能な場合には、関係機関等から、調整の連絡をします。

調整後、県から正式に依頼し、支援を開始していただきます。

支援終了後、県から謝礼金をお支払いします。

(図3参照)

図3 立ち直り支援事業支援までの流れ



5 事業のポイント

(1) 対象少年

原則的に支援対象は、比較的軽微な犯罪で、少年自身やその保護者が更生を希望する少年であり、概ね中学生から成人に至るまでの少年です。

(喫煙等の不良行為少年などの犯罪には至っていない少年やその他少年相談等での関係機関が関わっている少年なども支援しています。)

(2) 謝礼金の支払い、傷害・損害保険の加入

協力に対する謝礼金として、企業等に対して少年1人につき1日5,000円を県からお支払いします。体験活動であることから、少年に対する賃金(給与)の発生はありません。

また、県で体験活動中における傷害・損害保険に加入します。

(3) 人材育成

体験活動として受け入れていただくもので、雇用をお願いするものではありません。

少年やその保護者と企業等の双方に希望がある場合には、雇用につなげていただいても結構です。

6 協力企業等の登録へのお願い

県では、非行少年等の体験・支援の協力企業等を随時募集しています。

非行少年等の立ち直り支援に少しでも関心のある場合など、県青少年課へお問い合わせください。

また、業界を越えて立ち直り支援活動に思いがある経営者等のお知り合いがありましたら、ぜひとも御紹介いただきますようお願いいたします。

連絡先

埼玉県県民生活部
青少年課非行防止担当
電話 048-830-2904
e-mail a2905-01@pref.saitama.lg.jp



設備設計協会の担い手確保・育成の取り組み

一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会

建設産業担い手確保・育成ネットワークに参加させていただいてから、建設関係への就業者受入に対する各建設関連団体の取り組み方について学ばせていただいた所であります。当協会としては県内の工業高校の生徒に、将来の職業選択の一つに設備設計を考慮にさせていただけるよう取り組みをしています。

機械科、電気科で学んでいる基礎的学習をより専門的に学ぶのも良し、実践的に身に着けるために工事関係に身を置くのも良し、しいて言うなら設備設計事務所に入り設計の実務を経験するのも良しと、幅広い選択ができるよう考慮しています。

近年情報化の著しい発展に、設計業界もついていけるよう人と情報機器そして設計支援ソフトへの投資をしなければならぬと考えさせられ、更に人材の育成は経験を豊富に積まなければならないので資金面、ゆとりある受注体制を確保しなければならないと思います。

一方、当協会としては年1回ないし2回程度の頻度で技術研修会を開催しており、最新技術の習得を積極的に行っています。又、設計事務所の経営をより良い方向に位置付けできるよう様々な方法で取り組み、担い手に継続できるよう改善を心がけています。

建設物価調査会のまんがシリーズ!!



大好評! まんがシリーズ最新刊!!

がんばれ! JV現場監督

平成 29 年 9 月発行 定価 2,000 円 + 税



よくわかる 工事現場の安全

平成 28 年 11 月発行
定価 1,600 円 + 税



めざせ!現場監督

平成 27 年 5 月発行
定価 2,000 円 + 税

 一般財団法人 建設物価調査会
(株)建設物価サービス 販売部 [販売業務代行]

 電話でのお問い合わせ
☎ 03-3663-8711

 パソコンからのお申込み
建設物価 Book Store 検索



担い手確保

育成コーナー ⑤

ワンポイント
講座

①

埼玉県総合技術センター

埼玉県総合評価方式

平成29年度上半期

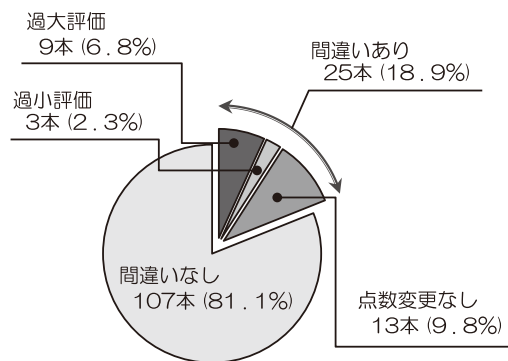
自己採点型における技術資料の間違い事例の紹介!

1 平成29年度上半期の概要

今年度の上半期に埼玉県の県土整備部、都市整備部及び下水道局が発注した総合評価方式において、自己採点型で契約した工事は132本ありました。

提出された技術資料を審査した結果、内容に間違いがあったのは25本(18.9%)で、このうち落札候補者が変更になった工事は1本(0.8%)でした。

間違い状況の内訳 [平成29年4月～9月末]



2 間違い事例の紹介

間違いのあった25本の工事について、1つの評価項目の間違いを1件として集計したところ、次ページの一覧表のとおり、延べ45件の間違いがありました。

主な内容を紹介しますと、過大評価(「★」)が14件あり、このうち「CO2削減対策」を除く13件については、「施工実績」や「災害防止活動等の実績」など、入札参加者が作成した様式や添付資料により審査を行う評価項目で間違いが生じています。

一方、過小評価(「☆」)は3件あり、すべて埼玉県のホームページで自社の実績を確認し、かつ入札説明書に記載されている評価基準の配点どおりに自己採点する必要があるものです。

今回、一覧表に「チェック欄」を設けましたので、技術資料を作成する際のチェックシートとして御活用ください。

【補足】

過大評価 = 自己採点申請書の値 > 技術資料を審査し採点した値
過小評価 = 自己採点申請書の値 < 技術資料を審査し採点した値



ここをチェック!

評価値が拮抗している案件の場合、添付資料の不備や実績の確認不足などにより、過大評価や過小評価があると、折角の受注機会を逃すことになります。

このため、資料を作成する際には、様式や添付資料の有無、入札説明書の条件を満たしているかなど、社内の複数の目で確認することがとても大切です。

平成29年度上半期 自己採点間違い事例一覧表

評価項目	事例	ポイントと対策	間違い 件数※	チェック欄
工事成績評定 (企業の技術能力、 配置予定技術者の 技術能力)	平均点が78点で配点が1点のところ、自己採点では0点	自己採点型では申請点以上の加点はされません。入札説明書の評価基準を確認し記入してください。	☆☆	□
	平均点が85点で配点が2点のところ、自己採点では1.5点			
	実績があるのに申請なし	自己採点型では申請点以上の加点はされません。埼玉県ホームページで実績を確認し転記してください。	☆	□
	様式の「工事場所」「契約工期」欄の誤記	未記入や誤記があると加点されない場合があります。埼玉県ホームページで実績を確認し転記してください。	◆	□
	異なる対象年度の成績を記入	対象年度が異なると加点されない場合があります。埼玉県ホームページで実績を確認し転記してください。	◆	□
施工実績 (企業の技術能力) ・ 施工経験 (配置予定技術者の 技術能力)	添付資料で対象工種の施工実績が確認できない	添付資料で実績が確認できないと加点されません。コリンズの内容だけでは確認できない場合は、契約図書等の写しも添付してください。	★★★	□
	実績を証明する資料(コリンズ等)の添付もれ	添付資料がないと加点されません。入札説明書で必要な添付資料を確認し提出してください。	★	□
	様式に記載されている工事と別工事のコリンズを添付	未記入や誤記があると加点されない場合があります。添付資料で工事名等を確認し転記してください。	★	□
	様式に記載されている工事名と添付資料(コリンズ)の工事名が異なる		◆	□
災害防止活動等の 実績(協定)	協定締結証明書の発行年度が対象年度以前	対象年度の異なる証明書を添付しても加点されません。入札説明書で求めている対象年度を確認してください。	★★	□
	配点区分が異なる管内での協定書を添付	自己採点の内容と異なる資料を添付すると加点されない場合があります。添付資料が間違いがないか確認してください。	★	□
	様式の「協定の有無」欄が未記入	協定の締結の有無を確認し様式へ入力してください。	◆	□
CO2削減対策	実績がないのに配点	埼玉県ホームページで実績を確認し入力してください。	★	□
保有する資格	様式の「配置予定技術者の氏名」欄が未記入	配置予定技術者を確認し様式へ入力してください。	◆	□
優秀工事表彰、 優秀技術者表彰	様式の「受賞年度」欄が未記入・誤記	埼玉県ホームページで表彰年度を確認し転記してください。	◆◆◆ (6件)	□
企業の社会的 貢献の実績	インターンシップの受入れ実績が対象年度以前	対象年度の異なる証明書を添付しても加点されません。入札説明書で求めている対象年度を確認してください。	★★	□
障がい者雇用	様式の添付もれ	様式がないと加点されません。入札説明書で必要な様式を確認し提出してください。	★	□
県内下請の選定	様式の添付もれ	様式がないと加点されません。入札説明書で必要な様式を確認し提出してください。	★	□
難工事完了実績	様式の添付もれ	様式がないと加点されない場合があります。入札説明書で必要な様式を確認し提出してください。	◆	□
	様式に難工事指定されていない工事を記入	工事の契約書や公告を確認してください。	◆	□
企業倫理や信頼性等	様式の添付もれ	自社の実績の有無を確認し様式を提出してください。	◆◆◆ (15件)	□
若手技術者 (40歳未満)の配置	資格証や経歴書の添付もれ	添付資料がないと加点されません。入札説明書で求められている資格等の資料を添付してください。	★	□

※「間違い件数」欄には、間違いの状況を記号の種類で、間違いの件数を記号の数で表しています。

【状況】 ★＝過大評価、☆＝過小評価、◆＝点数の変更なし

【件数】 記号が3つ＝3件以上(括弧内は4件以上の場合)、2つ＝2件、1つ＝1件

《参考》

埼玉県では、受発注者間の認識のずれや簡単な間違いをなくすために、「技術資料作成の留意点」を建設管理課のホームページに掲載しています。

「技術資料作成の留意点」は、総合評価方式の「従来型」「自己採点型」「技術提案型の技術提案部」に区分し、それぞれで「事例」と「ポイント」をまとめていますので、資料作成の際には是非参考にしてみてください。

下記URLから「技術資料作成の留意点(PDF)」をダウンロードしてください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryoku.html>

工事成績評定点、取りこぼしていませんか？

工事成績評定に当たっては、工事成績評定要領（考査項目別運用表）に記載されている各考査項目が適切に実施されているか書類や写真で確認できることが必要です。

現場で実施されていたとしても、完成検査時に工事検査員が確認できなければ、成績評定の得点には結びつきません。考査項目を確認できる書類や写真をそろえておくことがポイントです。

昨年度実施した工事検査で、写真で確認できないことが多かった項目を以下に紹介します。

【考査項目 施工管理】

- ☑ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で的確に整備していることが確認できる。

【ワンポイント】

ここでの「確認できる」とは、施工体制台帳を整備するとともに、施工体系図が工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示されている状況が確認できる必要があります。当初及び変更後の写真を撮影しておきましょう。



施工体系図掲示状況写真



記載内容が判別できる近景写真

【考査項目 施工管理】

- ☑ 工事材料の品質に影響がないよう工事材料を保管していることが確認できる。

【ワンポイント】

ここでの「確認できる」とは、鉄筋などの工事材料が品質に影響がないようブルーシート等で養生している状況が確認できる必要があります。保管状況の写真を撮影しておきましょう。



鉄筋保管状況写真



L型擁壁保管状況写真

【審査項目 出来形】

☑不可視部分の出来形が写真で確認できる。

【ワンポイント】

ここでの「確認できる」とは、地中や水中など完成時に目視で確認できない部分の出来形が全て写真で確認できる必要があります。不可視部分の出来形写真を忘れずに撮影しておきましょう。



路床改良工 改良厚の出来形確認写真



かごマット 法長(底面)の出来形確認写真

【審査項目 品質】

☑圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

【ワンポイント】

ここでの「確認できる」とは、工事名や採取日などを記載した確認紙により、コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる必要があります。確認紙の内容が読みとれる写真を撮影しておきましょう。



圧縮強度試験結果写真



供試体確認紙近景写真



本稿で紹介した項目以外にも工事成績評定においては、審査項目や工事種別ごとに多岐にわたり確認項目が設定されています。

詳しくは、埼玉県建設管理課のホームページ（「埼玉県 技術管理例規集」で検索）に掲載している工事成績評定要領（審査項目別運用表）を御確認ください。



（お問合せ先）

- | | | |
|-------------|----------------------------|---------------------|
| ■総合評価に関すること | 埼玉県総合技術センター代表 048(788)2899 | 総合評価担当(南部、東部、西部地域) |
| | 熊谷県土整備事務所駐在 048(533)8413 | 総合評価担当(北部地域) |
| ■工事検査に関すること | 埼玉県総合技術センター代表 048(788)2242 | 工事検査担当(土木、農林、建築、設備) |

土木構造物の補修・補強 (その8) コンクリート部材の補修工法

コンクリート部材の補修工法

(1) 補修と補強

コンクリート部材の補修とは、図 1 に示す通り、劣化した部材のさらなる劣化進行を抑制し、耐久性の回復を目的とした対策である。一方、コンクリート部材の補強とは、図 2 に示す通り、例えば劣化進行による強度不足部分に対して部材の追加や交換を行い、耐荷性能の向上等を行う工事である。

(2) 補修・補強の計画

実務作業における基本的な流れは、実構造物の調査診断結果を元に補修・補強の可否を判断し、表 1 に示すように、変状に応じた補修・補強項目の検討を行ったうえで、要求性能を満足させることができる工法を選定して、設計および施工計画を行うこととなる。同表には、代表的な性能である耐久性と安全性を示したが、場合によっては、使用性や景観が求められる。

図 3 には耐久性劣化が生じた場合の構造物の補修・補強の概念を示す。補修工事は、構造物の劣化進行を抑制し、耐荷力の回復を目的としない進展期までの状態に適用する。一方、補強工事は、部材の追加や交換を行い、剛性や強度の回復を目的とし、加速期や劣化期の部材に適用する。

(3) 各種工法の関連

図 4 に RC 構造物に関する各種補修・補強工法の関連をまとめて示す。電気防食や FRP 接着、巻立て工法は、ひび割れ補修や断面修復を施した後に実施することを同図で意味している。

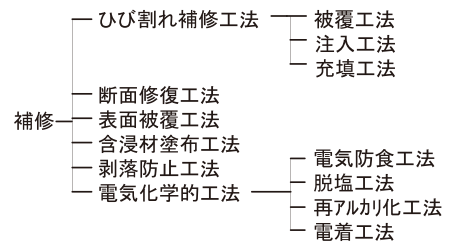


図 1 補修工法の種類

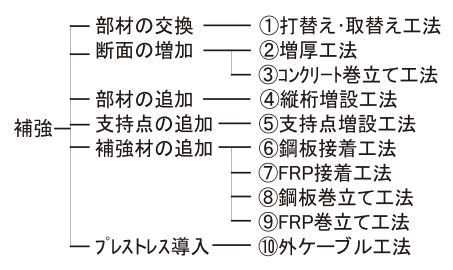


図 2 補強工法の種類

表 1 コンクリート部材の変状と補修・補強項目

性能	変状など	求められる補修・補強項目
耐久性	ひび割れ・浮き・剥離	雨水の浸入防止と中性化抑制効果回復、およびコンクリート片の剥落防止
	中性化	中性化速度の低減措置と鉄筋防食対策
	塩害	劣化因子の遮断と鉄筋の防食対策
	アルカリ反応	表面被覆等による劣化因子遮断
	凍害	表面被覆等による凍結融解抵抗性向上
	化学的侵食	腐食因子の除去と表面被覆
	豆板	中性化抑制効果回復と鉄筋防食対策
安全性	コートジョイント	中性化抑制効果回復と鉄筋防食対策
	震災被害	目標性能に応じた補強対策
	過大ひび割れ	ひび割れの補修と耐荷重性能の増大
	過大変形	剛性の増大
	疲労	耐荷重性能の増大
	火災劣化	劣化状況に応じた補強対策

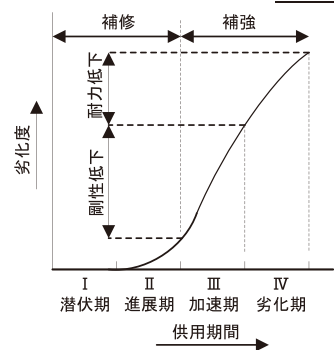


図 3 耐久性劣化における補修・補強

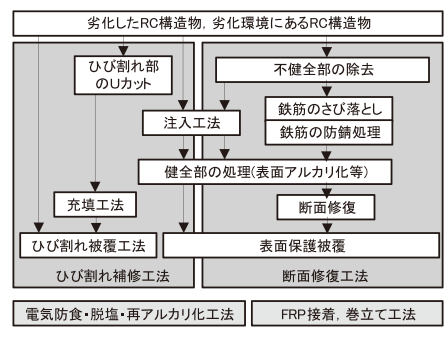


図 4 RC 構造物の各種補修・補強工法の関連

文献 1) (公社) 日本コンクリート工学会:『コンクリート診断技術』17 [基礎編], 2017 年



講習会案内

団体名	講習名	講習予定日	会場
埼玉県電気工事工業組合 048-663-0242	低圧電気取扱者特別教育(学科)	1月30日	埼玉電気会館
	新堂工具作業従事者安全衛生教育	2月16日	埼玉電気会館
	自由研削用砥石の取替え等の業務に係る特別教育	2月23日	埼玉電気会館
	太陽光発電設置	2月13・14日	埼玉電気会館
	引込線工事教育	酷暑期:1日間 厳冬期:1日間	埼玉電工組の各支部の計画による
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 048-864-9313	平成29年度建築法令セミナー	1月31日	埼玉県県民健康センター
	「JAAF-MST2016」講習会	2月8日	埼玉建産連研修センター
	既存住宅現況調査技術者講習	2月20日	埼玉建産連研修センター
	開設者・管理建築士のための「建築士事務所の管理研修会」	2月22日	埼玉建産連研修センター
埼玉労働局長登録教習機関 建設業労働災害防止協会埼玉県支部 048-862-2542	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習(埼玉労働局長登録第255号)	1月23~25日 4月24~26日	埼玉県県民活動総合センター
	足場の組立て等作業主任者技能講習(埼玉労働局長登録第1号)	2月6~7日 4月17~18日	埼玉県県民活動総合センター
	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習(埼玉労働局長登録第2号)	3月13~14日	埼玉県県民活動総合センター
	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習(埼玉労働局長登録第132号)	2月20~21日	埼玉県県民活動総合センター
	石綿作業主任者技能講習(埼玉労働局長登録第266号)	1月16~17日	埼玉県県民活動総合センター
	ずい道等の掘削等作業主任者技能講習(埼玉労働局長登録第137号)	3月6~7日	埼玉県県民活動総合センター
	ずい道等の覆工作業主任者技能講習(埼玉労働局長登録第138号)	3月8~9日	埼玉県県民活動総合センター
	足場の組立て等特別教育(6時間教育)	1月30日 4月13日	埼玉建産連研修センター
	自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育	1月12日 4月12日	埼玉建産連研修センター
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	3月16日	埼玉建産連研修センター
	職長・安全衛生責任者教育	1月18~19日 2月27~28日 4月19~20日	埼玉建産連研修センター
	建設工事統括安全衛生管理講習(CPDS認定講習)	2月16日	埼玉建産連研修センター
	施工管理者等のための足場点検実務者研修(CPDS認定講習)	2月14日	埼玉建産連研修センター

※詳細は各団体へ直接お問い合わせください。

県内経済の動き

公共工事前払金保証統計から見た 県内の公共工事等の動き(平成29年4月～11月)

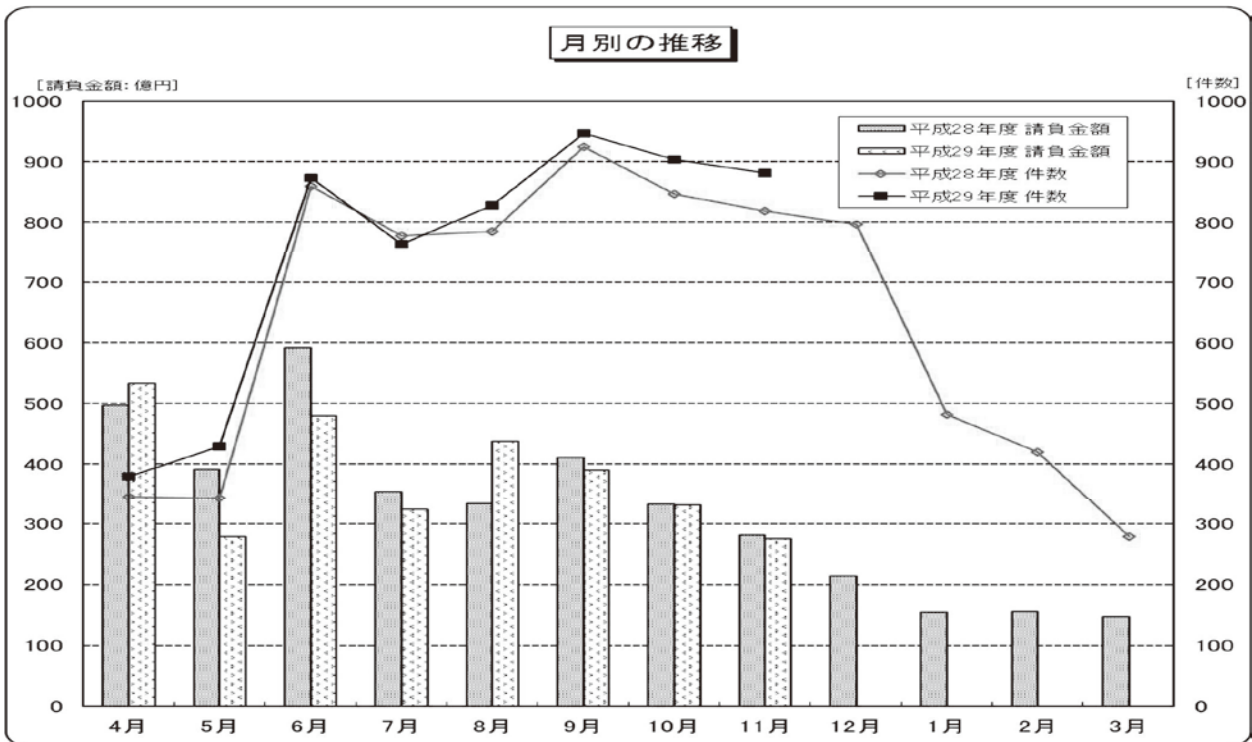
<全般の状況>

平成29年4月～11月末時点での埼玉県内における前払金保証取扱高は、件数が前年同期比+5.3%の6,007件、請負金額が-4.5%の3,052億円となりました。

請負金額を発注者別にみると、市町村、地方公社で増加となったものの、独立行政法人等、県、その他で2桁の減少となったため、全体としても-4.5%の減少となりました。

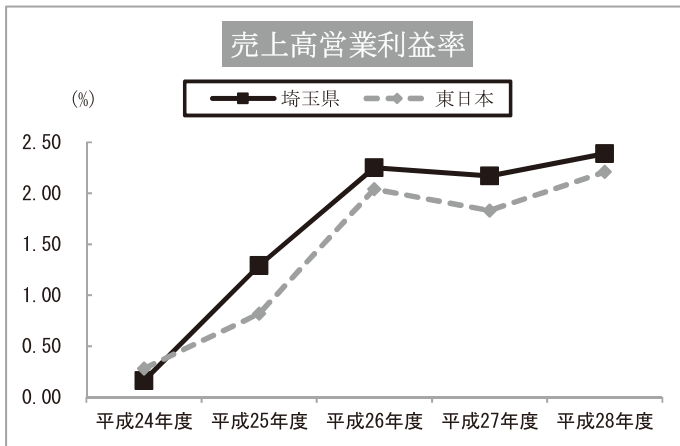
(単位：百万円、%)

発注者	年度	平成29年度		平成28年度		対前年度増減率	
		件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国		166	18,106	162	18,216	2.5	-0.6
独立行政法人等		147	24,973	164	37,021	-10.4	-32.5
県		1,780	81,890	1,533	100,507	16.1	-18.5
市町村		3,616	159,026	3,543	140,357	2.1	13.3
地方公社		20	1,398	23	641	-13.0	117.9
その他		278	19,841	277	22,791	0.4	-12.9
合計		6,007	305,237	5,702	319,536	5.3	-4.5



＜建設業の財務統計指標＞

弊社では、建設企業の経営合理化の参考資料として、財務統計指標を作成しております。その中から、埼玉県と東日本全体の売上高営業利益率、当座比率、自己資本比率の比較データをご紹介します。詳細については、弊社ホームページ (<http://www.ejcs.co.jp/report/indicators.html>) からご参照いただけます。

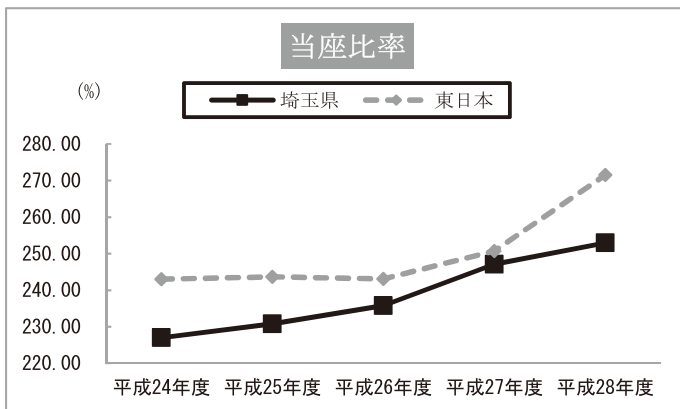


	埼玉県	東日本
平成24年度	0.16	0.28
平成25年度	1.29	0.82
平成26年度	2.25	2.04
平成27年度	2.17	1.83
平成28年度	2.39	2.21

【比率の意味】

売上高に対して、どれだけの営業利益を上げたかを表している。企業本来の営業活動による収益力を表し、工事採算性の良否及び一般管理費の多寡に左右される。

【算式】 $\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100 (\%)$



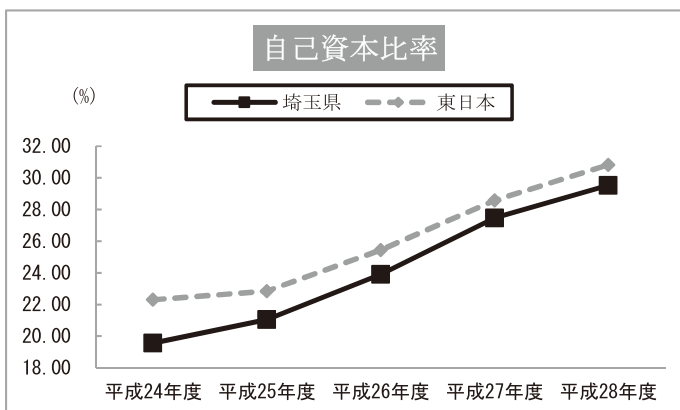
当座比率 (%)

	埼玉県	東日本
平成24年度	226.99	243.01
平成25年度	230.84	243.62
平成26年度	235.78	243.08
平成27年度	247.09	250.75
平成28年度	252.94	271.55

【比率の意味】

流動資産の中でも、更に流動性の高い現金預金、受取手形、完成工事未収入金等の当座資産と流動負債との割合を表す比率。この比率が高いほど、資金の流動性は高いことを表している。

【算式】 $\frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}-\text{未成工事受入金}} \times 100 (\%)$



自己資本比率 (%)

	埼玉県	東日本
平成24年度	19.56	22.30
平成25年度	21.04	22.85
平成26年度	23.90	25.45
平成27年度	27.46	28.58
平成28年度	29.53	30.83

【比率の意味】

総資本に対する自己資本の割合を表している。企業資本の調達源泉の健全性、とりわけ資本蓄積の度合いを表す重要な比率。

【算式】 $\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100 (\%)$

お問い合わせ先

東日本建設業保証株式会社埼玉支店

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-3-15 K Sビル 5階

TEL : 048-861-8885 FAX : 0120-027-336

URL <http://www.ejcs.co.jp/>

建産連 だより

○一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

18企業18工事が受賞

平成29年度埼玉県優秀建設工事表彰式

埼玉県は11月10日午前11時から、知事公館において「平成29年度埼玉県優秀建設工事施工者表彰式」を開催した。

埼玉県では、建設業者の技術力の向上と良質な社会資本の整備を目的として、毎年、県の発注建設工事のうち、他の模範となる優れた技術を持つ企業に対して表彰を行っております。28年度に完成した対象工事の中から優秀賞10工事と、特別奨励賞8工事を選定、上田知事からそれぞれ表彰状が手渡された。

受賞者を代表して、中原建設の中原誠社長が謝辞を述べた。



受賞者は次のとおり

【優秀賞】

(土木部門)

- ・平岩建設(株)―河川改修工事(家屋撤去工外)
- ・小川工業(株)―橋りょう修繕工事(野合橋耐震補強工)No.302
- ・古郡建設(株)―総A除)27秦第201号樋門工事

- ・中原建設(株)―総簡加)社会資本整備総合交付金(改築・基盤創造)工事(歩道整備工)

- ・初雁興業(株)―東京都とのスクラム強化推進(街路)工事(3-1工区)

- ・守屋八潮建設(株)―道路改築工事((仮称)8号橋下部工A1橋台)

- ・(株)星野組―28稲荷2第401号橋梁上部工事

- ・(株)栗原建設工業―28埼第101号橋梁耐震補強等工事

(建築部門)

- ・(株)島村工業―27水整第710号大久保浄水場自家用発電機棟築造工事

(設備部門)

- ・松山電設(株)―26県住入間霞川団地第3工区電気設備工事

【特別奨励賞】

(土木部門)

- ・梶山工業(株)―橋りょう修繕工事(榛名陸橋)
- ・(株)斎藤組―総簡加)道路改築工事((仮称)7号橋床版工)

- ・(株)ユーディケー―総簡加)中川流域処理場7号水処理施設防食その1工事

- ・(株)中村組―総簡加)27大市第303号大沼親水空間整備工事

- ・内藤建設工業(株)―総簡加)舗装指定修繕工事(元田工区)

- ・(株)山口組―道路改築工事(丘陵部8工区その6)

(建築部門)

- ・吾妻工業(株)―16大宮武蔵野高校体育館ほか全体改修工事

(設備部門)

- ・前澤工業(株)北関東支店―28庄改第206号洗浄排水扉更新工事

会員だより

○一般社団法人埼玉県建設業協会 建設系工業高校生を対象に小型車両系 建設機械運転特別教育の実施

埼玉県建設業協会では、建設系工業高校生を対象に小型車両系建設機械運転特別教育の実施を支援しています。

講習はキャタピラー教習所埼玉教習センターと日立建機教習センタ埼玉教習所に委託して実施しており、平成29年度は6校7学科の約300名の生徒が受講しました。

高校生にとっては初めて操作する車両であり、最初のうちはまっすぐ進むこともままならず、バックで定位置に停車するのも一苦勞です。しかし、何度か繰り返すうちに徐々にスムーズな操作になっていきます。

中には、バックホウの掘削操作に多くの生徒が苦戦する中で、教官から「最高にうまいねえ！」と褒められたという“天才”女子生徒も。



講習終了後は、「楽しかった」、「よい経験になった」、「周囲の安全確認がとても大切」、「今後活かしていきたい」という感想が多く寄せられました。

こうした経験が、建設産業への興味を深め、将来の入職につながることを期待しています。

○埼玉県電気工事工業組合 第12回森林ボランティア活動 森林の育成に貢献

埼玉県電気工事工業組合(沼尻芳治理事長)は11月2日(木)の午前9時から、埼玉県秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保地内の公益社団法人埼玉県農林公社(松村一郎理事長)の営林地において、青年部会(高橋英之会長)を中心に84名が、桧の枝打ち作業を行い、森林の育成に貢献した。この森林ボランティア活動は平成18年から毎年実施しており、今回で12回目となる。

当日の入山式では、青年部会の江野一政副会長の司会進行のもと、主催者の沼尻理事長及び青年部会の高橋会長の挨拶に続き、来賓の横瀬町の富田能成町長、(公社)埼玉県農林公社の荒木恭志森林局長、東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社の林雅彦秩父事業所長が挨拶を述べた。



枝打ち作業の様子

この中で、富田町長から「先日の台風において大きな被害が出なかったのも本ボランティアにより、森林の保全が充実した結果である。」などとボランティアに対する成果が紹介された。

その後、加藤宗一副理事長から(公社)埼玉県農林公社の荒木恭志森林局長ら5名の指導員の紹介があり、指導員から、枝打ち作業を行う上での注意事項の説明を受けた後、参加者は5班に分かれ、営林地でノコギリを使って作業を行った。

当日は天候に恵まれ、参加者は汗を拭いなが

ら、日頃の電気工事の延長のように安全ベルトを装着し、一本ハシゴに乗り黙々と高所の枝打ち作業を行い、計画地域の作業を12時終了と計画していたが、予定時間の30分前に終了した。



森林ボランティア活動参加者

○埼玉県電気工事工業組合 担い手確保・育成への取り組み

平成30年の新春を迎えるにあたり、皆さまのご健勝と益々のご繁栄を心から御祈念申し上げます。

埼玉県電気工事工業組合がつつがなく新年を迎えられましたことは、ひとえに組合員の皆様、関係諸機関の皆様の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、電気工事業の属する建設業は後継者不在の企業が全産業の中でも極めて高くなっています。人材不足は業界の最重要課題となっていますが、今後さらに厳しい状況を迎えます。就業者の高齢化と18歳人口が2018年から減少に転じ、若年労働者の確保はますます困難となることが予想され、今後、この業界への就業者数は益々減少していく一方であります。

このような状況の中で、埼玉県電気工事工業組合は、担い手確保・育成への取り組みとして次に示す事業を推進しています。

1 工業高校生に業界を理解して頂くための取り組み

(1) 高校ものづくりコンテスト(電気工事部門)の支援

- ・埼玉電気会館を会場として提供
- ・材料等の提供
- ・審査員の派遣

(2) 電気工事業理解促進研修会の開催

当工組青年部会が主催し、埼玉県内工業高校生及び教諭と電気工事業をより深く理解して頂くための研修会を毎年開催

(3) 社員が幸せな家庭を築くことを支援するために「婚活パーティ」を毎年開催

2 新入社員として入社してから管理職に昇進するまでに必要な知識・技能を身につけるための認定訓練・講習会等の開催

(1) 認定訓練・講習会は、約30コースを毎年開催している

(2) 受講料は、組合員価格を設け格安に受講出来るようにしている

○埼玉県電気工事工業組合 沼尻 裕之 「建設マスター表彰式」について

このたびの顕彰は身に余る光栄であり感慨無量でございます。ご推薦いただきました関係団体の皆さま、入社のおときから親切丁寧にご指導賜りました諸先輩方に感謝申し上げます。



高度情報化社会が進み新しいニーズに対応した電気機器が次々に生まれています。機器の高度化に合わせて複雑化します。それらをマネジメントする電気工事の役割はますます重要になります。また人口減少により建物の維持更新需要が増えることで設備を熟知した熟練工のニーズも増えます。私は建設マスターとして自らの技術向上に励み、先輩に教えてもらった技術と、仲間と切磋琢磨し苦勞して身に着けた技能を、後輩や未来の電気工事士に伝えていこうと思っています。

女性からの一言

笠原 美寿々 (かさはら みすず)
関口工業株式会社 TWS

TWSとは、Team Women's Supporterという名の通り、女性職員で現場の業務支援をしております。主に検査書類等の書類作成業務を行っておりますが、最近では、現地調査に行き測量を行い、施工計画を立て、現場の方に作業提案をする機会も多くなりました。はじめは工事のことを知ることで現場の方をサポートできるのではないかと考えておりましたが、現場の方が苦勞されている姿を見た時に自分たちができることを探して一緒に仕事をさせていただき業務だけではなく、メンタル部分のサポートもできるようになりたいと思い始めました。



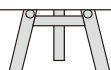
今後は、現場の方のより近い目線に立ってサポートできるように、現場の担当になることが目標です。女性職員で現場に立てるようチーム全員で現場と共に活動し、経験を積んでいきたいと日々取り組んでいます。

連合会日誌

平成29年

- 10月24日(火) 広報委員会
- 10月26日(木) 埼玉県建設産業担い手確保
・育成ネットワーク幹事会
- 11月10日(金) 埼玉県優秀建設工事施工者表彰式
「埼玉の建設産業」ポスター・
- 11月14日(火) 絵画コンクール表彰式
同 上 県民の日 県庁オープンデーに参加
- 11月17日(木) 建設産業研修会((社)埼玉県建設業
協会さいたま支部等5団体の共催)
- 11月27日(月) 埼玉県企業局優秀建設工事
施工者等表彰式
- 11月30日(木) 彩の国職業能力開発促進大会
- 12月 4日(月)～12月15日(金)
県庁内(廊下)で、ポスター・
絵画コンクール入賞作品を展示
- 12月12日(火) 全国建産連 専門工事業全国会議
同 上 第2回理事会
・平成29年度事業実施状況及び
収支状況等を報告
- 12月19日(火)～12月25日(月)
鴻巣市文化センターでポスター・
絵画コンクール入賞作品を展示
- 12月28日(木) 仕事納め
- 12月29日(金)～平成30年1月4日(木)
年末年始休館

編集後記



明けましておめでとうございます。

建設産業に、担い手不足、働き方改革の大波が押し寄せております。この波をうまく乗り超えなければ、溺れてしまいます。

地域の安全・安心を守る建設産業がこの危機を乗り越え、発展できるよう、今年も皆様に幅広くタイムリーな情報をお届けしてまいります。

今年もよろしく願いいたします。

広報委員長

昨年は、働き方改革がクローズアップされた1年だった。その改革を進める上での技術革新・ICT・BIM・CIM・IoT・AI・ドローンが話題となった。今年はどのようになるのか？

一方、ベトナムのホーチミン市を日本企業の進出やその環境状況の研修に11月12日より5日間訪れた。圧倒するバイクの海、日本語を学ぶ若者のひたむきさに触れ、まだ働き方改革に縁がなさそうだったが、日本人が忘れかけていた爽やかな溢れるエネルギーを感じた。

広報副委員長

建産連ニュース第 155 号
平成 30 年 1 月 20 日発行
発行 一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7
TEL : 048-866-4301
FAX : 048-866-9111
URL : <http://www.sfcc.or.jp>

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿（順不同）

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7建産連会館1階
 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
 会 長 古郡 一成

電 話 048-866-4301
 F A X 048-866-9111
 U R L <http://www.sfcc.or.jp/>

（平成29年 7月 3日現在）

構成団体名	代表者	〒	所在地	電話番号	F A X
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会 長 星野 博之	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人 埼玉県電業協会	会 長 岡村 一巳	〃	〃	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人 埼玉県造園業協会	会 長 北田 功	〃	〃	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 横山 昌司	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 沼尻 芳治	331-0813	さいたま市北区植竹町1-820-6埼玉電気会館2階	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会 長 大原 萬彌	338-0002	さいたま市中央区下落合4-8-10	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 松尾 康司	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県型枠工事業協会	会 長 白戸 修	〃	〃	048(862)9258	048(862)9275
一般社団法人 埼玉建築士会	会 長 江口 満志	〃	〃	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会	会 長 栗田 政明	〃	〃	048(864)9313	048(864)9381
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会	会 長 田中 芳樹	〃	〃	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人 埼玉県測量設計業協会	会 長 細沼 英一	〃	〃	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 島村 健	〃	〃	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 森繁 和哲	362-0014	上尾市本町1-5-20	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会 長 小山 昇	330-0061	さいたま市浦和区常盤9-5-8 トキワビル 武蔵野環境整備株 内	048(644)7417	048(644)7418
一般財団法人 埼玉県建築安全協会	理事長 桑子 喬	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 島田 松夫	〃	〃	048(864)2811	048(864)2812
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 星野 博之	〃	〃	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県地質調査業協会	会 長 越智 勝行	〃	〃	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 根岸 俊介	336-0017	さいたま市南区南浦和3-17-5	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会 長 金子 和巳	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-10-4	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(838)5636	048(816)9415

賛助会員

さいたま市建設業協会	会 長 斎藤 恵介	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(863)3203	048(863)1794
特定非営利活動法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会	理事長 戸高 康之	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	048(839)2900	048(839)2901

埼玉建産連研修センター 研修・会議にご利用ください



【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7

【電話】048-861-4311

【ホームページ】<http://www.sfcc.or.jp/>

【メール】k-center@sfcc.or.jp

【会館時間】午前9時～午後5時(月～金)

※どなたでもご利用いただけます

武蔵浦和駅東口から花と緑の散歩道(遊歩道)を歩き、約10分で到着します。

埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称		料金区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
		最大収容人員				
3階	大ホール	椅子席のみ	390人	¥41,500	¥46,500	¥62,500
		机席 3人掛	270人			
		(2人掛)	180人			
2階	200会議室	机席 3人掛	153人	¥28,000	¥35,000	¥45,000
	201会議室	机席 3人掛	99人	¥15,500	¥17,500	¥23,000
	202会議室	机席 3人掛	45人	¥8,000	¥9,000	¥12,500
	203会議室	コの字3人掛	15人	¥4,000	¥4,500	¥6,000
1階	101会議室	机席 3人掛	104人	¥17,500	¥19,500	¥25,500
	102会議室	コの字3人掛	15人	¥3,500	¥4,000	¥5,500
	103会議室	机席 3人掛	61人	¥11,500	¥12,500	¥16,500
	特別会議室	口の字	24人	¥11,000	¥12,500	¥16,000

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成24年4月